

那覇市公報

第 1 6 1 8 号その 2

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）	247
○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）	248
○固定資産の価格等の登録について（資産税課）	249
○市道路線の認定及び廃止について（道路管理課）	250
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	261
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	271
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	272
○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について（文化財課）	273
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	274
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（行政経営課）	275
○那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	276
○那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	277
○那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について（文化財課）	278
○集金代行業務委託について（なはまちなか振興課）	279
○平成 26 年度那覇市一般会計予算（財政課）	280
○那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こども政策課）	287

○那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について（こどもみらい課）	288
○平成 25 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）（区画整理課）	289
○平成 26 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（区画整理課）	291
○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	293
○平成 26 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課）	295
○平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）（市街地整備課）	297
○平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（市街地整備課）	299
○平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（ちゃーがんじゅう課）	301
○平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	303
○平成 26 年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	305
○平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	307

◇公 告◇

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	310
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	311
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	311
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	312
○農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について（市街地整備課）	313

◇議 会 訓 令◇

○那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令	314
○那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	317

◇消防局訓令◇

- 那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令…………… 319

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 341
- 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程…………… 349
- 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程…… 379
- 那覇市上下水道局庁舎等管理規程…………… 380
- 那覇市上下水道局会計規程…………… 386

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 418
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 419
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 420
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 421

◇教育委員会告示◇

- 那覇市営奥武山トレーニング室指定管理者の指定について…………… 422

◇選挙管理委員会告示◇

- 那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について…… 423
- 那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する告示…………… 424
- 那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について… 425

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）・・・	426
---	-----

◇公平委員会規則◇

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	429
○職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則……………	431

◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	433
--------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1605 号の正誤……………	434
------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 356 号

平成 26 年 3 月 18 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定番号：第 11 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 26 年 3 月 18 日
- 4 指定道路の位置：那覇市字小禄泉原 1481- 1 の一部、1481- 9
- 5 指定道路の面積等：道路面積 24. 00 m²（転回広場面積：24. 00 m²）

那覇市告示第 357 号
平成 26 年 3 月 19 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定番号：第 12 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 26 年 3 月 19 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里寒川町一丁目 35 番 14
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 15.45m
幅員 4.00m、6.00m

那覇市告示第 368 号
平成 26 年 3 月 27 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 26 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 26 年 3 月 26 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 370 号

平成 26 年 3 月 28 日

掲 示 済

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 号及び第 10 条 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2 3 4 4	前田石嶺線	浦添市前田 4 丁目 8 番 4 首里石嶺町 2 丁目 92 番 4	
0 1 6 1	真嘉比中央公園西線	古島 2 丁目 2 6 番 1 字真嘉比 1 4 8 番 4	
0 1 6 2	松島松川線	松島 2 丁目 1 番 2 3 字松川 3 0 0 番 1	
0 1 6 3	真嘉比松川線	字真嘉比 2 3 9 字松川 3 5 3	
0 1 6 4	真嘉比松島線	字真嘉比 2 6 2 番 4 松島 1 丁目 2 番 6	
0 3 4 4	大道北線	字大道 1 1 6 字大道 6 9 番 1	
1 9 7 2	真嘉比 8 3 号	真嘉比 3 丁目 4 番 6 字真嘉比 1 2 0 番 3	
1 9 7 3	真嘉比 8 4 号	松島 1 丁目 2 番 5 字古島 3 8 7 番	
1 9 7 4	真嘉比 8 5 号	松島 1 丁目 1 番 1 7 字古島 3 9 3 番 2	

1 9 7 5	真嘉比 8 6 号	字真嘉比 9 3 4 番 真嘉比 3 丁目 1 番 1 2	
1 9 7 6	真嘉比 8 7 号	字真嘉比 9 3 4 番 真嘉比 3 丁目 3 番 2	
1 9 7 7	真嘉比 8 8 号	真嘉比 3 丁目 1 番 2 真嘉比 3 丁目 1 番 1	
2 2 1	古島 2 4 号	古島 2 丁目 2 9 番 1 古島 2 丁目 4 番 1	
2 2 8	古島 3 1 号	松島 2 丁目 5 番 9 松島 2 丁目 2 番 1	
2 3 0	古島 3 3 号	松島 2 丁目 6 番 8 松島 2 丁目 3 番 1	
2 3 1	古島 3 4 号	松島 2 丁目 6 番 9 松島 2 丁目 3 番 7	
1 9 7 7	古島 6 2 号	真嘉比 3 丁目 4 番 1 7 字古島 2 4 5－3	
1 6 8 5	松川 2 0 号	字松川 3 3 7 番 6 字大道 1 3 番	
1 6 8 6	松川 2 1 号	字松川 3 7 4 番 字松川 3 5 6 番	
1 4 9 4	松尾 2 3 号	松尾 2 丁目 2 3 番 1 尾 2 丁目 4 6 番 3	
2 0 7 7	石嶺 6 2 号	石嶺町 4 丁目 3 3 5 番 石嶺町 2 丁目 7 0 番 2 3	

2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
6 6	石嶺団地線	首里石嶺町 4 丁目 1 番 3 首里石嶺町 2 丁目 69 番 1	
2 3 4 4	前田石嶺線	浦添市字前田 1254 番地 首里石嶺町 4 丁目 335 番 3	
1 4 2 0	真嘉比中央線	字真嘉比 2 6 1 番 4 字真嘉比 2 3 番	
3	古島松川西線	古島 2 丁目 2 6 番 1 字松川 3 2 0 番 1	

6 0	古島真嘉比線	松島 2 丁目 1 番 2 3 字真嘉比 2 3 0 番 1	
2 7	真嘉比大道線	字真嘉比 2 7 5 番 3 字大道 4 0 番	
1 0 0	松川大道線	字松川 3 0 1 番 字大道 1 3 番	
1 9 5	真嘉比 3 号	字真嘉比 5 2 番 字真嘉比 3 6 番	
1 9 6	真嘉比 4 号	字真嘉比 7 0 番 字真嘉比 5 5 番	
1 9 7	真嘉比 5 号	字真嘉比 1 9 4 番 字真嘉比 1 9 9 番 7	
1 5 9 8	真嘉比 6 号	字真嘉比 2 6 2 番 字真嘉比 3 8 5 番	
1 6 1 2	真嘉比 2 0 号	字古島 2 1 9 番 8 字真嘉比 1 9 6 番	
1 6 1 4	真嘉比 2 2 号	字古島 2 3 4 番 1 字真嘉比 1 2 0 番	
1 6 2 9	真嘉比 3 7 号	字真嘉比 3 7 7 番 字松川 3 4 2 番 2	
1 6 3 0	真嘉比 3 8 号	字真嘉比 3 8 7 番 字真嘉比 3 8 0 番	
1 6 6 7	真嘉比 7 5 号	字真嘉比 4 0 1 番 1 字真嘉比 3 9 2 番 2	
1 6 6 8	真嘉比 7 6 号	字真嘉比 2 3 9 番 字松川 3 5 3 番	
2 2 1	古島 2 4 号	古島 2 丁目 2 9 番 1 真嘉比 3 丁目 4 番 1	
2 2 4	古島 2 7 号	真嘉比 3 丁目 4 番 1 7 真嘉比 3 丁目 4 番 1 7	
2 2 6	古島 2 9 号	真嘉比 3 丁目 1 番 2 真嘉比 3 丁目 1 番 1 2	
2 2 7	古島 3 0 号	真嘉比 3 丁目 2 番 1 真嘉比 3 丁目 2 番 1	
2 2 8	古島 3 1 号	松島 2 丁目 5 番 9 松島 1 丁目 2 番 1	
2 3 0	古島 3 3 号	松島 1 丁目 2 番 9 松島 2 丁目 5 番 1 1	

2 3 1	古島 3 4 号	松島 2 丁目 6 番 9 松島 1 丁目 1 番 1 9	
1 9 9 1	古島 4 9 号	字古島 3 8 9－2 字松川 3 7 4－4	
1 6 7 3	古島 5 1 号	字真嘉比 9 3 番 字古島 2 6 3 番	
1 6 7 8	古島 5 6 号	字古島 2 6 9 番 3 字真嘉比 1 0 5 番 2	
1 6 8 2	松川 1 7 号	字松川 3 3 7 番 7 字松川 3 2 6 番 1	
1 6 7 9	大道 6 号	字大道 1 番 4 字大道 4 番 2	

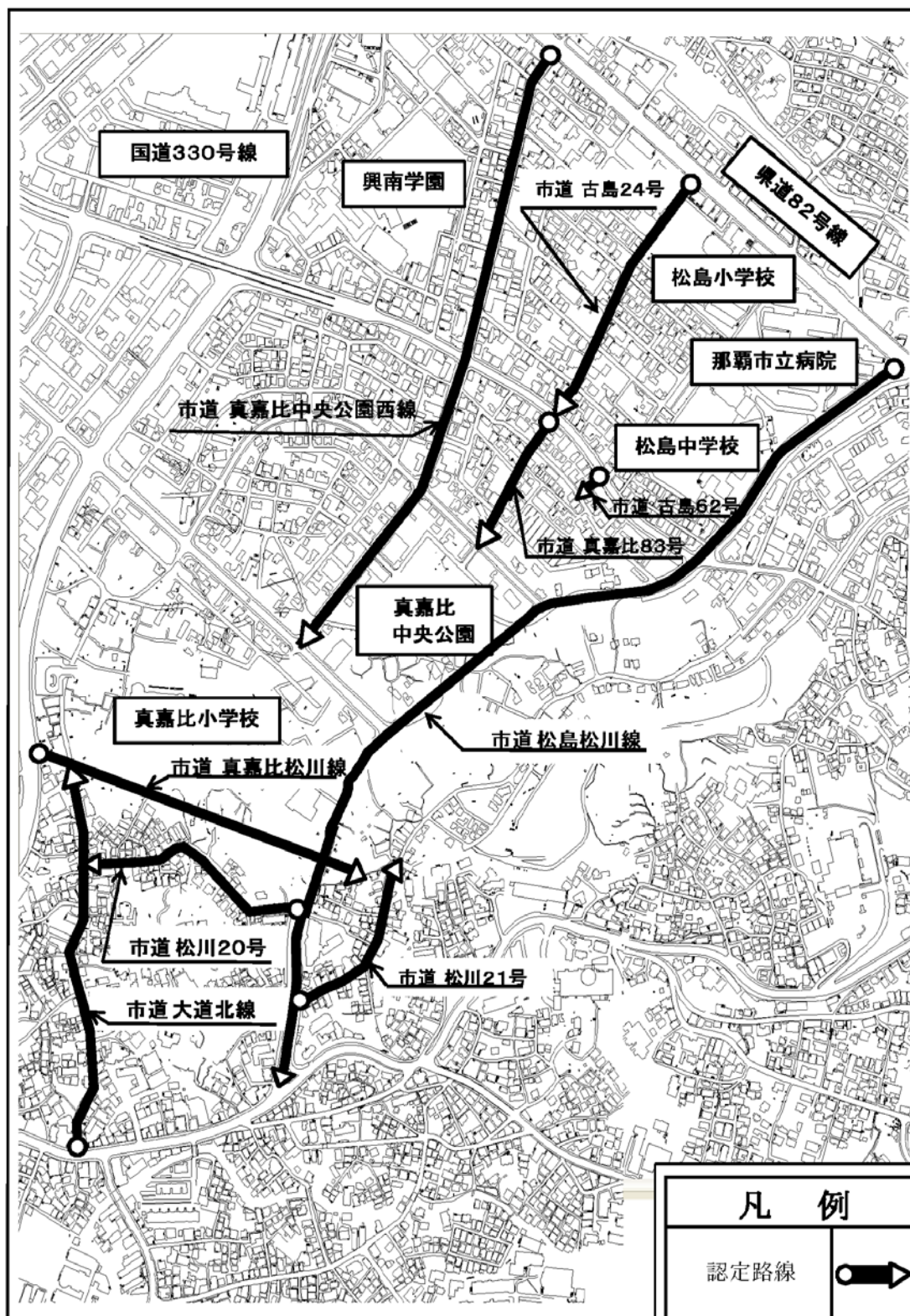
市道路線の認定位置図(参考図)



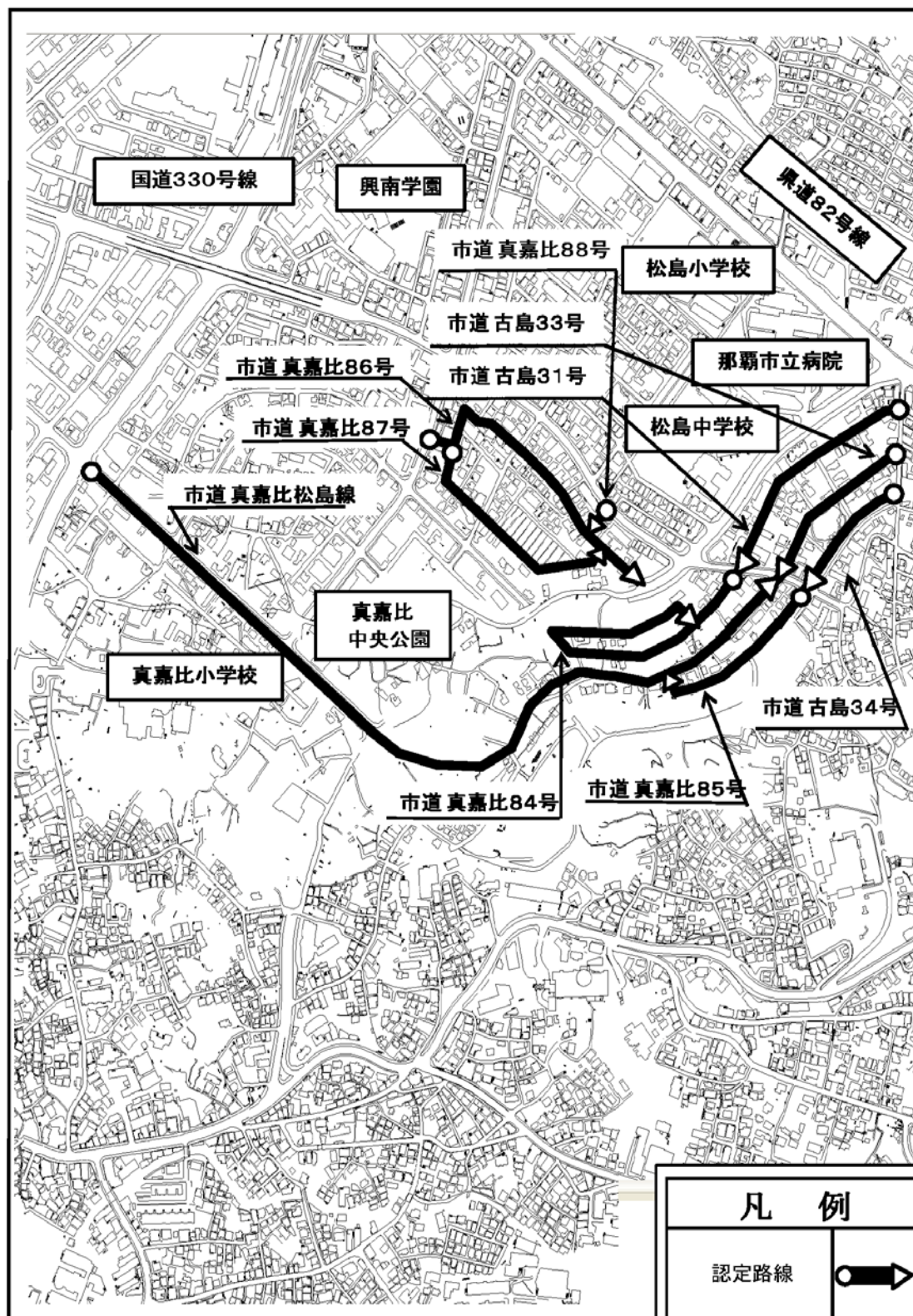
市道路線の廃止位置図(参考図)



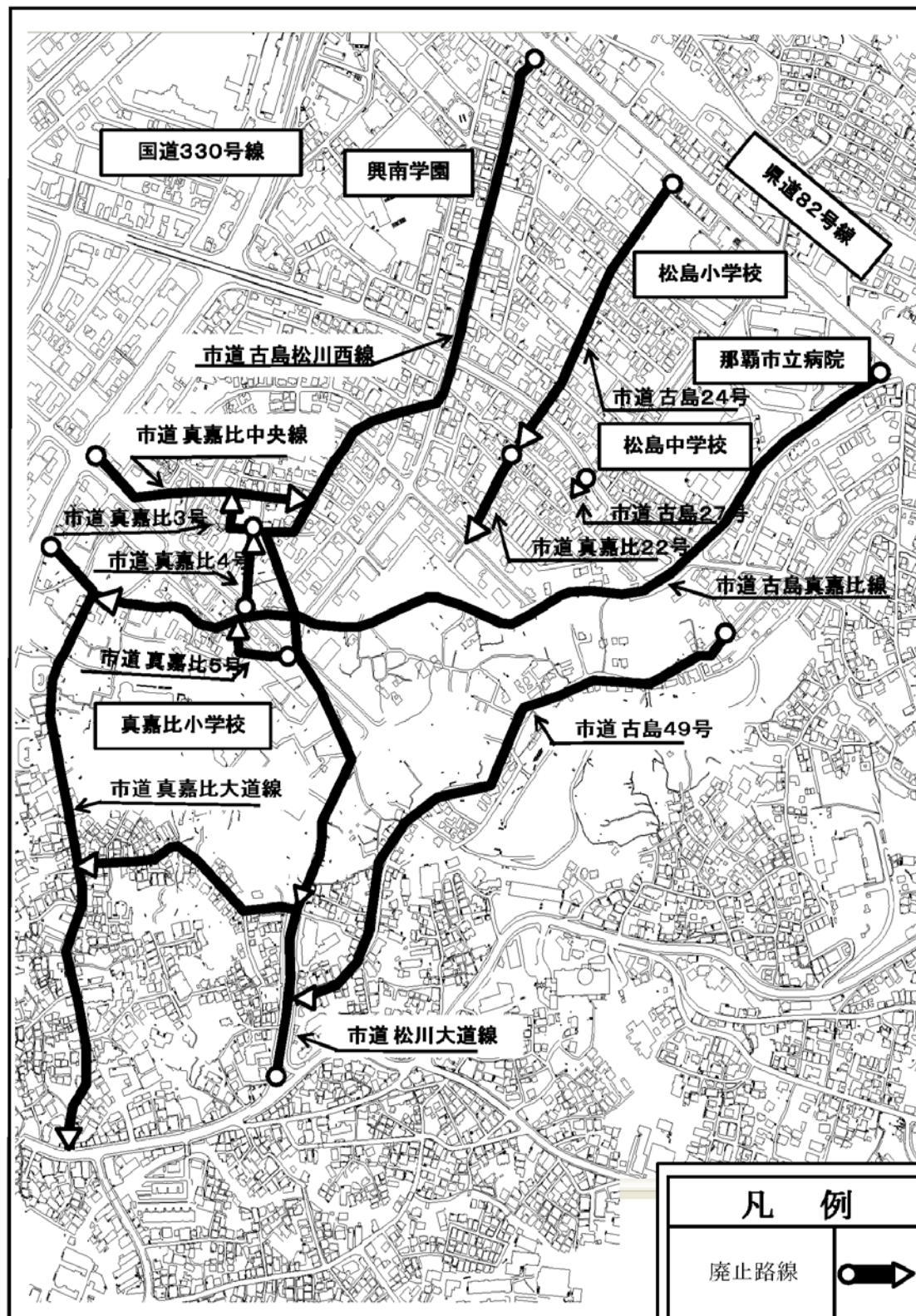
市道路線の認定位置図(参考図)



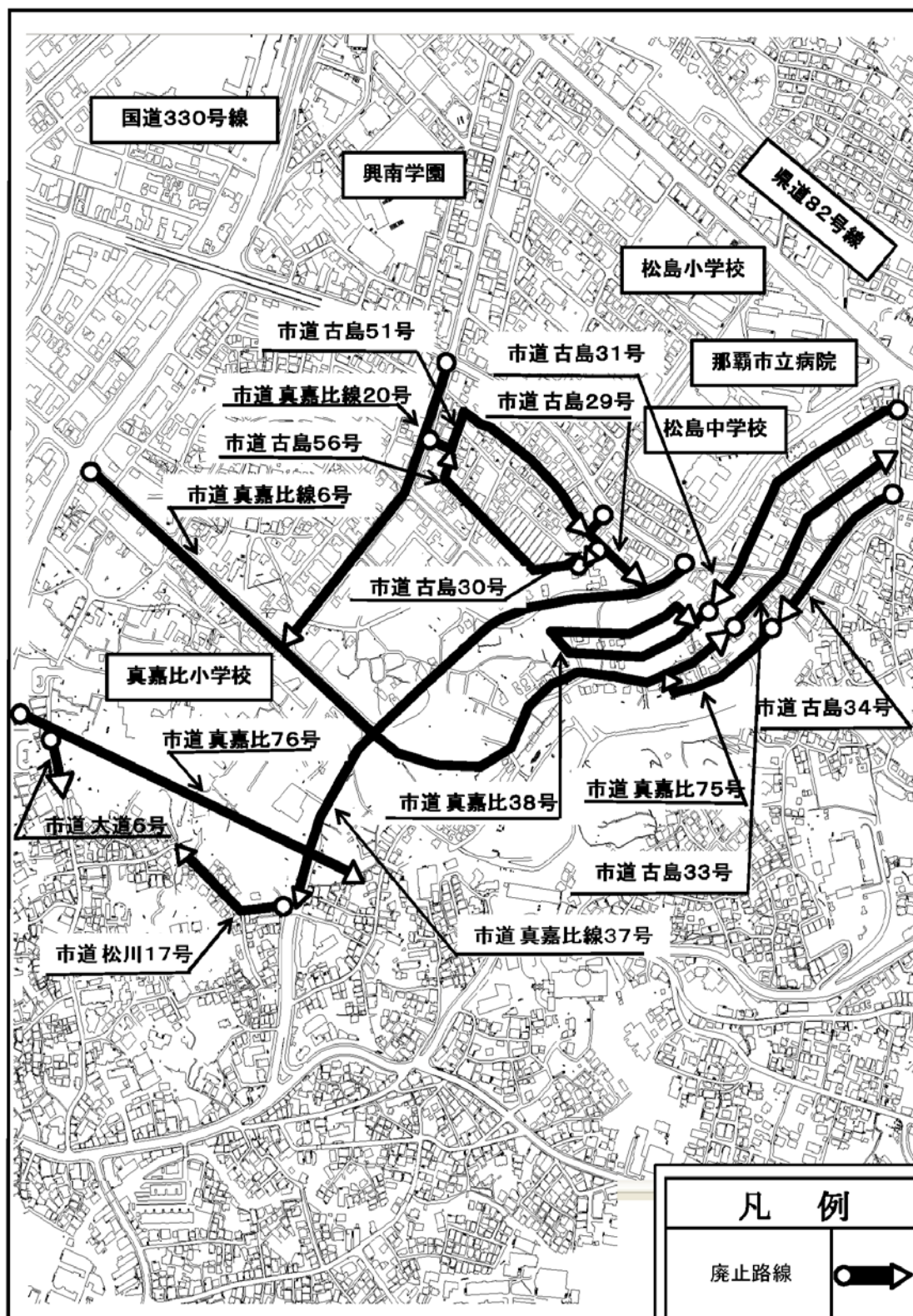
市道路線の認定位置図(参考図)



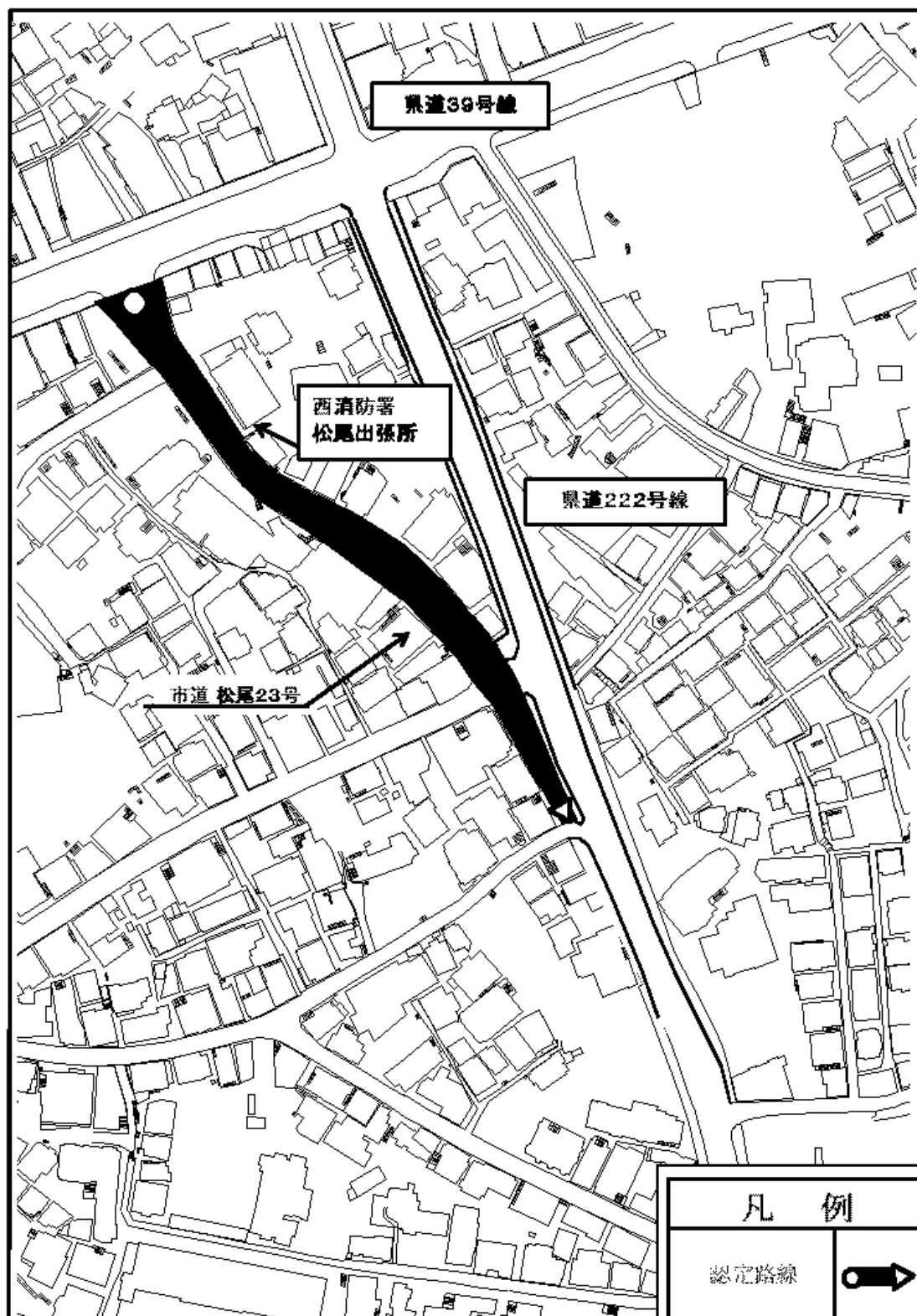
市道路線の廃止位置図（参考図）



市道路線の廃止位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



那覇市告示第 371 号

平成 26 年 3 月 28 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
2344	前田石嶺線	浦添市前田 4－8－4 首里石嶺町 2－92－4	1 2 8 0 . 0	1 7 . 0	
0161	真嘉比中央公園 西線	古島 2－2 6－1 字真嘉比 1 4 8－4	8 7 1 . 1	1 6 . 3	
0162	松島松川線	松島 2－1－2 3 字松川 3 0 0－1	1 4 0 4 . 2	2 5 . 7	
0163	真嘉比松川線	字真嘉比 2 3 9 字松川 3 5 3	4 9 1 . 1	3 6 . 5	
0164	真嘉比松島線	字真嘉比 2 6 2 番 4 松島 1 丁目 2 番 6	1 2 3 9 . 0	1 4 . 4	
0344	大道北線	字大道 1 1 6 字大道 6 9－1	5 1 2 . 8	6 . 5	
1601	真嘉比 9 号	字真嘉比 1 6 字真嘉比 2 3	1 4 3 . 5	6 . 1	
1615	真嘉比 2 3 号	字真嘉比 3 4 字真嘉比 5 5	5 5 . 4	4 . 2	
1616	真嘉比 2 4 号	字真嘉比 1 8 字真嘉比 3 4 7－3	1 1 9 . 5	6 . 1	
1617	真嘉比 2 5 号	字真嘉比 1 0 字真嘉比 6	1 1 3 . 2	4 . 1	
1618	真嘉比 2 6 号	字真嘉比 3 2 字真嘉比 5 2	7 9 . 2	4 . 1	

1619	真嘉比 2 7 号	字真嘉比 4 2 字真嘉比 4 4	9 0 . 9	4 . 1	
1620	真嘉比 2 8 号	字真嘉比 4 - 1 字真嘉比 5 3	1 8 2 . 9	6 . 2	
1623	真嘉比 3 1 号	字真嘉比 3 7 7 字真嘉比 3 6 2 - 3	4 0 . 8	4 . 0	
1624	真嘉比 3 2 号	字真嘉比 8 0 - 1 字真嘉比 8 1 - 1	3 4 . 0	9 . 3	
1626	真嘉比 3 4 号	字真嘉比 1 2 7 - 1 字真嘉比 1 2 7 - 1	3 4 . 8	9 . 3	
1627	真嘉比 3 5 号	字真嘉比 1 1 3 字真嘉比 1 3 7	9 8 . 0	6 . 1	
1628	真嘉比 3 6 号	字真嘉比 1 5 0 - 1 字真嘉比 1 4 6	4 3 . 0	4 . 0	
1631	真嘉比 3 9 号	字古島 3 7 7 字古島 3 6 2 - 3	2 5 . 2	4 . 0	
1632	真嘉比 4 0 号	字古島 3 6 1 字古島 3 6 1	2 6 . 3	6 . 3	
1633	真嘉比 4 1 号	字古島 3 2 8 - 1 字古島 3 3 2	4 3 . 6	4 . 0	
1634	真嘉比 4 2 号	字古島 3 4 4 字古島 2 9 1	2 7 6 . 2	6 . 0	
1635	真嘉比 4 3 号	字真嘉比 1 2 9 字真嘉比 3 1 9	4 0 . 1	4 . 0	
1636	真嘉比 4 4 号	字真嘉比 3 2 0 - 1 字真嘉比 3 1 8	5 7 . 6	6 . 2	
1637	真嘉比 4 5 号	字真嘉比 3 0 1 - 1 字真嘉比 3 1 9	5 8 . 6	6 . 2	
1638	真嘉比 4 6 号	字真嘉比 2 7 7 - 1 字真嘉比 2 3 2	2 2 7 . 8	6 . 1	
1641	真嘉比 4 9 号	字真嘉比 2 2 6 - 2 字真嘉比 2 7 7 - 2	1 2 3 . 8	6 . 1	
1642	真嘉比 5 0 号	字真嘉比 2 3 0 - 4 字真嘉比 2 3 3 - 5	6 9 . 1	6 . 1	
1643	真嘉比 5 1 号	字真嘉比 2 7 5 - 8 字真嘉比 2 7 5 - 6	2 0 . 8	4 . 0	
1644	真嘉比 5 2 号	字真嘉比 2 3 3 字真嘉比 2 3 3 - 5	2 9 . 8	4 . 0	
1646	真嘉比 5 4 号	字真嘉比 2 3 4 - 3 字真嘉比 2 3 5	1 5 3 . 4	6 . 1	
1647	真嘉比 5 5 号	字真嘉比 2 3 6 字真嘉比 2 3 4 - 5	8 7 . 2	6 . 1	

1648	真嘉比 5 6 号	字真嘉比 1 5 8 字真嘉比 1 6 2 - 7	1 4 9 . 3	6 . 1	
1649	真嘉比 5 7 号	字真嘉比 6 7 字真嘉比 2 2 5	6 9 . 2	6 . 1	
1650	真嘉比 5 8 号	字真嘉比 2 2 7 字真嘉比 1 8 8 - 1 4	8 1 . 5	5 . 5	
1652	真嘉比 6 0 号	字真嘉比 6 9 - 4 字真嘉比 2 0 0 - 1	4 5 . 9	6 . 2	
1653	真嘉比 6 1 号	字真嘉比 1 9 6 字真嘉比 1 6 - 2	3 6 4 . 5	6 . 2	
1654	真嘉比 6 2 号	字真嘉比 2 0 3 字真嘉比 1 6 2 - 1 1	7 3 . 6	4 . 1	
1655	真嘉比 6 3 号	字真嘉比 2 0 3 字真嘉比 2 0 4	5 4 . 1	6 . 1	
1656	真嘉比 6 4 号	字真嘉比 1 9 2 字真嘉比 1 6 0 - 1	7 4 . 1	4 . 1	
1657	真嘉比 6 5 号	字真嘉比 1 6 0 - 1 字真嘉比 1 7 2 - 1	6 6 . 2	4 . 1	
1658	真嘉比 6 6 号	字真嘉比 1 5 7 - 2 字真嘉比 1 5 7	2 9 . 0	4 . 0	
1659	真嘉比 6 7 号	字真嘉比 1 5 8 字真嘉比 1 7 1 - 2	1 2 9 . 3	6 . 1	
1660	真嘉比 6 8 号	字真嘉比 2 8 7 字真嘉比 2 7 3 - 2	4 2 . 7	4 . 0	
1661	真嘉比 6 9 号	字真嘉比 2 7 4 - 2 字真嘉比 3 5 5	7 6 . 7	6 . 1	
1664	真嘉比 7 2 号	字真嘉比 3 0 4 字真嘉比 2 7 7	2 1 9 . 2	5 . 2	
1665	真嘉比 7 3 号	字真嘉比 2 8 0 - 2 字真嘉比 2 8 3 - 2	3 5 7 . 5	6 . 0	
1669	真嘉比 7 7 号	字真嘉比 1 8 9 - 2 字真嘉比 1 8 6	1 8 . 8	4 . 0	
1670	真嘉比 7 8 号	字真嘉比 1 8 8 - 4 1 字真嘉比 1 8 9 - 1 7	1 4 . 8	4 . 0	
1671	真嘉比 7 9 号	字真嘉比 1 8 4 - 6 字真嘉比 3 3 7 - 1 0	1 4 1 . 0	6 . 1	
1972	真嘉比 8 3 号	字真嘉比 3 - 4 - 6 字真嘉比 1 2 0 - 3	1 8 8 . 9	6 . 1	
1973	真嘉比 8 4 号	松島 1 - 2 - 5 字古島 3 8 7	5 3 2 . 0	6 . 0	

1974	真嘉比 8 5 号	松島 1-1-1 7 字古島 3 9 3-2	2 1 2. 0	5. 0	
1975	真嘉比 8 6 号	字真嘉比 9 3 4 真嘉比 3-1-1 2	4 3 4. 3	6. 2	
1976	真嘉比 8 7 号	字真嘉比 9 3 4 真嘉比 3-3-2	3 2 1. 7	6. 1	
1977	真嘉比 8 8 号	真嘉比 3-1-2 真嘉比 3-1-1	3 2. 3	6. 2	
221	古島 2 4 号	古島 2-2 9-1 古島 2-4-1	3 6 1. 1	6. 3	
228	古島 3 1 号	松島 2-5-9 松島 2-2-1	3 2 6. 0	6. 0	
230	古島 3 3 号	松島 2-6-8 松島 2-3-1	2 3 6. 1	6. 3	
231	古島 3 4 号	松島 2-6-9 松島 2-3-7	1 7 7. 3	5. 8	
1977	古島 6 2 号	真嘉比 3-4-1 7 字古島 2 4 5-3	3 4. 2	3. 3	
1680	大道 7 号	字大道 2 字大道 3 3 0-1	2 5 5. 1	6. 0	
1681	大道 8 号	字大道 1 4-1 5 字大道 1 4-2	2 1. 6	4. 2	
1684	松川 1 9 号	字真嘉比 1 6 8-3 字松川 3 4 5-1	2 4. 3	4. 0	
1685	松川 2 0 号	字松川 3 3 7-6 字大道 1 3	3 4 0. 7	5. 8	
1686	松川 2 1 号	字松川 3 7 4 字松川 3 5 6	2 3 7. 5	5. 3	
2077	石嶺 6 2 号	石嶺町 4-3 3 5 石嶺町 2-7 0-2 3	4 4 0. 0	1 3. 0	

供用開始する路線

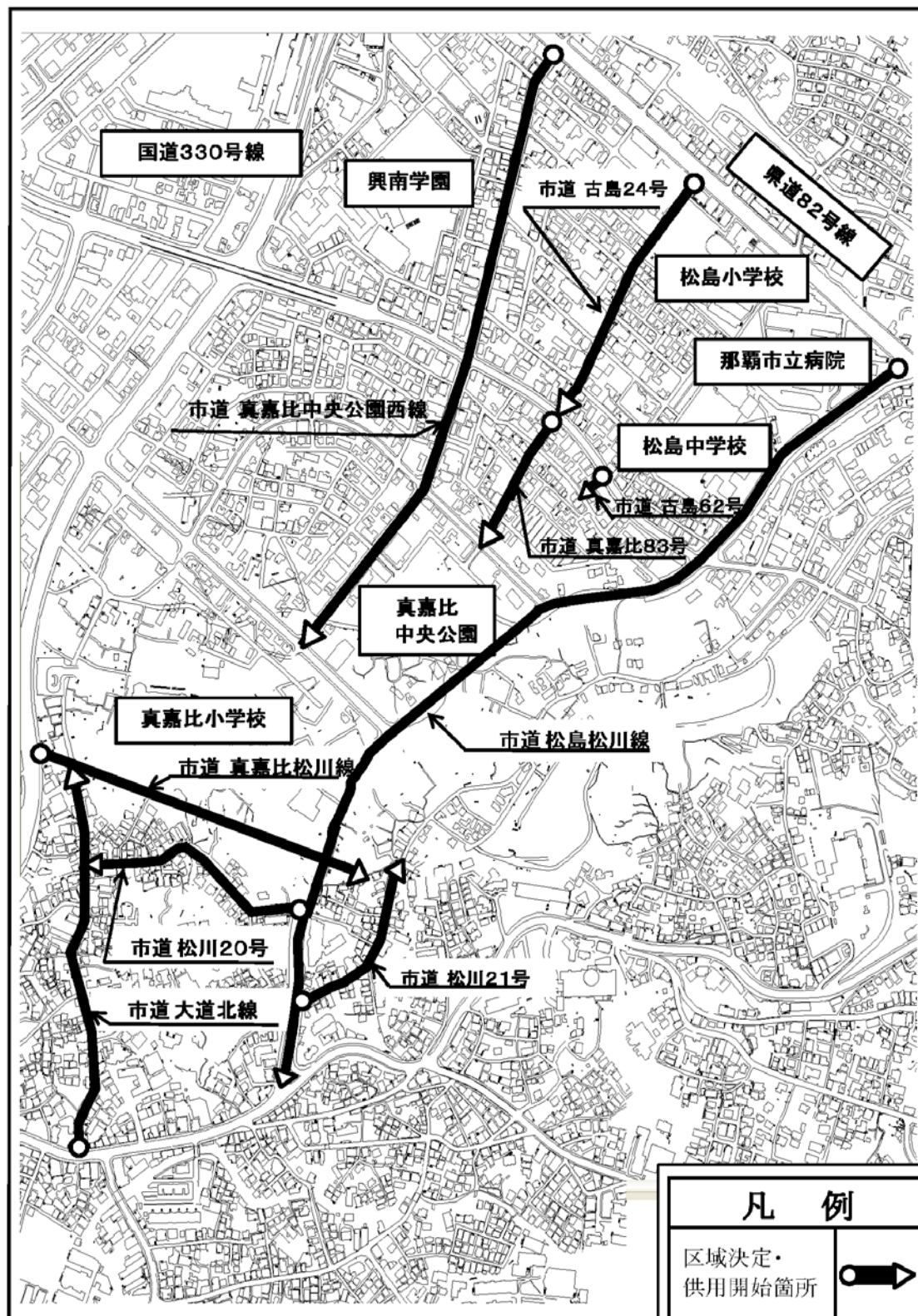
整理 番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1602	真嘉比 1 0 号	字真嘉比 3 4 2-1 3 字真嘉比 3 4 4	2 1. 7	7. 3	
1607	真嘉比 1 5 号	字真嘉比 3 5 3-1 字真嘉比 3 5 3	2 1. 8	6. 1	
1608	真嘉比 1 6 号	字真嘉比 3 5 0-1 字真嘉比 7	7 1. 0	6. 2	
1622	真嘉比 3 0 号	字真嘉比 7 5-9 字真嘉比 6 2-1	1 7 3. 8	6. 1	
1625	真嘉比 3 3 号	字真嘉比 1 2 2-1 字真嘉比 8 1-1	3 9 8. 2	6. 2	

1645	真嘉比 5 3 号	字真嘉比 2 4 4－1 5 字真嘉比 2 6 5－2	2 7 0 . 9	1 4 . 9	
------	-----------	-----------------------------------	-----------	---------	--

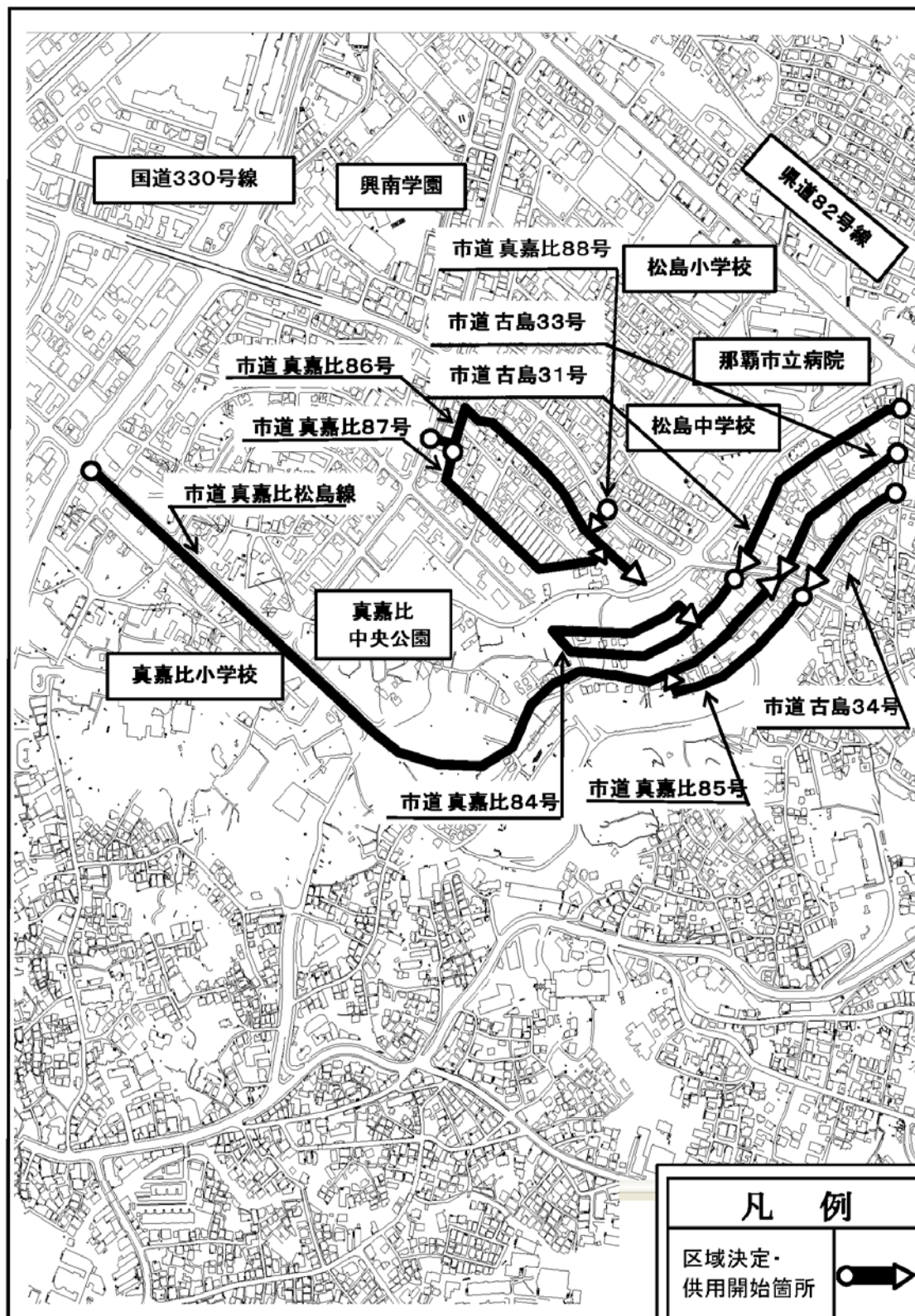
市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



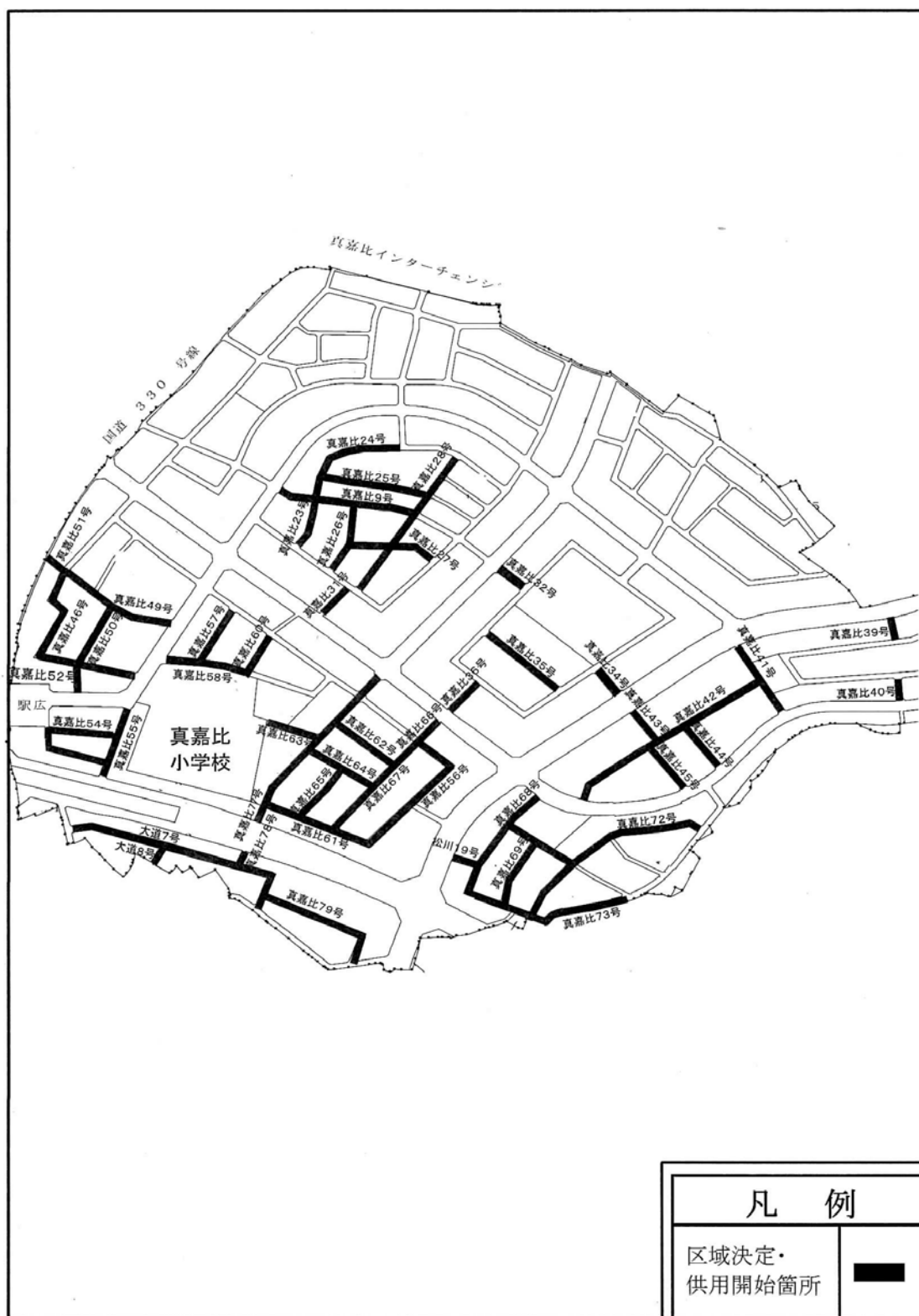
市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



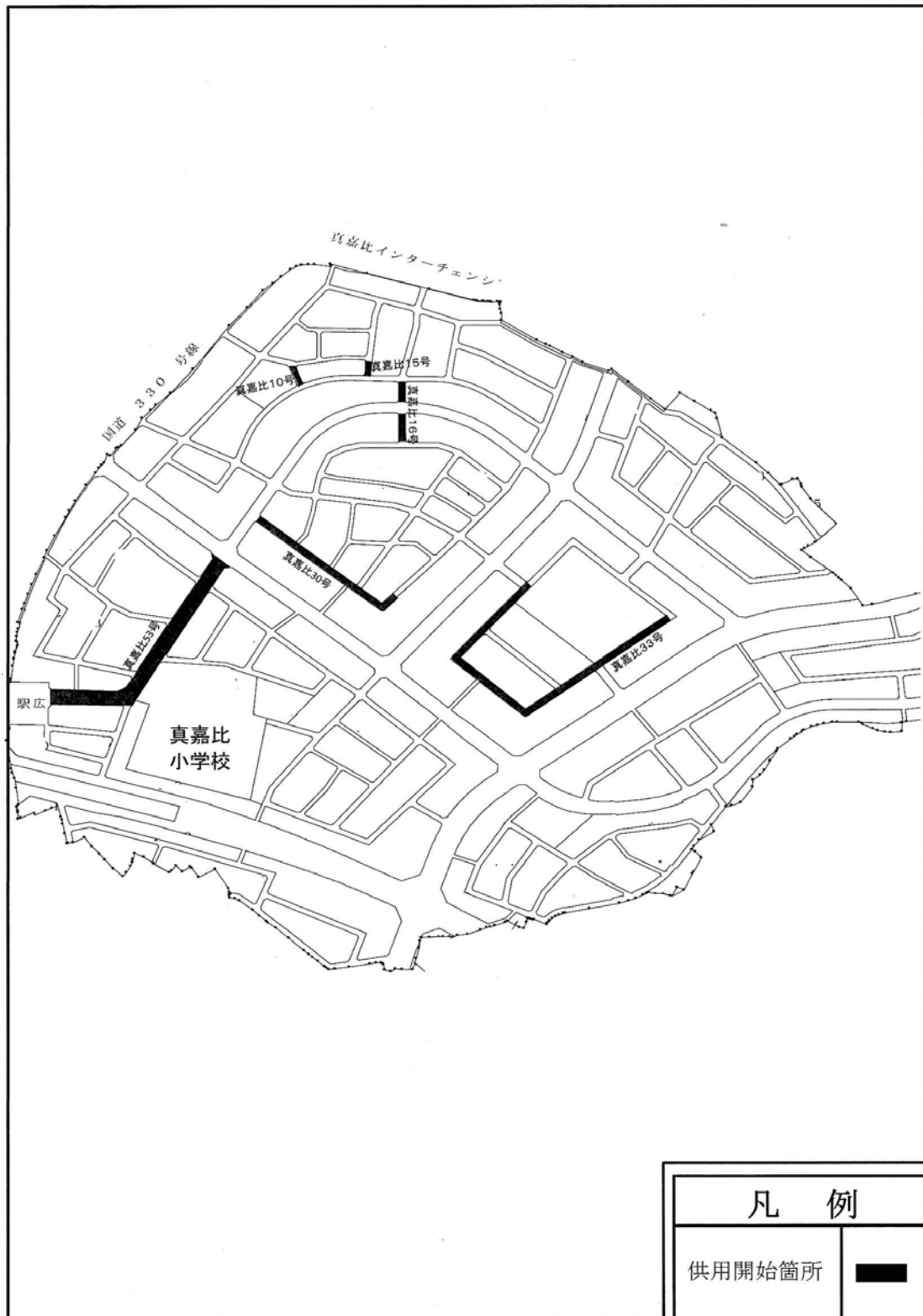
市道路線の区域決定・供用開始位置図（参考図）



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 1 号

平成 26 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川 3 丁目 2 番地 5 壺川市営 2－711	自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二 大名・久場川・ 汀良末吉・真 地・識名 安 謝・安謝第一 壺川東改良
高 良 恵 美	那覇市 小禄 1 丁目 19 番 20 号	自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・ 壺川辻・若狭改 良・小禄・新都 心銘苅 繁多川

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 26 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西 1 丁目 19 番 7 号	自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 3 号
平 成 26 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市松尾 1－1－2 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社 流通アシスト
代表者 我那覇 学 |
| 4 委託期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 |

那 覇 市 告 示 第 22 号
平 成 26 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設
の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34
条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並び
に食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 | 受託者の住所 | 浦添市字経塚 720 番地 |
| 3 | 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 具志堅 健秀 |
| 4 | 委託期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 23 号

平成 26 年 4 月 1 日

掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部行政経営課で閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成 26 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 金沢信昭
 - (2) 住所 豊見城市字真玉橋 278 番地の 2 S H T ビル 302 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 2 4 号

平 成 2 6 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 委託事務の名称 | 那覇市玉陵における観覧料、絵葉書・ガッパブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務 |
| 2 | 受託者の住所 | 那覇市松島 2 丁目 7 番 40 号 |
| 3 | 受託者の名称 | 末吉園
代表者 普天間 直利 |
| 4 | 委託期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 25 号
平成 26 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則
第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|--|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市識名園における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市識名 3 丁目 19 番 6 号 |
| 3 受託者の名称 | 有限会社 グリーンアルファ
代表取締役 國吉 明 |
| 4 委託期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 26 号
平成 26 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）における観光券入園者にかかる観覧料徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1-4 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで |

那 覇 市 告 示 第 55 号
平 成 26 年 4 月 2 日
掲 示 済

集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託期間 自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日
- 3 相 手 方 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫

那 覇 市 告 示 第 6 4 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成26年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市一般会計予算

平成 26 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 140,456,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		42,693,727
	1 市民税	17,783,778
	2 固定資産税	20,464,168
	3 軽自動車税	539,481
	4 市たばこ税	3,027,317
	5 特別土地保有税	3
	6 入湯税	13,785
	7 事業所税	865,195
2 地方譲与税		673,650
	1 自動車重量譲与税	332,779
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	19,594
	4 航空機燃料譲与税	178,772
	5 地方揮発油譲与税	142,504
3 利子割交付金		91,045
	1 利子割交付金	91,045
4 配当割交付金		48,152
	1 配当割交付金	48,152
5 株式等譲渡所得割交付金		13,773
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,773
6 地方消費税交付金		3,300,604
	1 地方消費税交付金	3,300,604
7 自動車取得税交付金		61,007
	1 自動車取得税交付金	61,007
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,687
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,687
9 地方特例交付金		65,157
	1 地方特例交付金	65,157
10 地方交付税		13,508,399
	1 地方交付税	13,508,399
11 交通安全対策特別交付金		52,000
	1 交通安全対策特別交付金	52,000
12 分担金及び負担金		1,793,862
	1 分担金	1
	2 負担金	1,793,861
13 使用料及び手数料		2,999,579
	1 使用料	2,375,217
	2 手数料	624,362
14 国庫支出金		35,135,462

	1 国庫負担金	27,786,294
	2 国庫補助金	7,244,776
	3 委託金	104,392
15 県支出金		16,446,618
	1 県負担金	4,503,320
	2 県補助金	11,413,762
	3 委託金	529,536
16 財産収入		1,318,199
	1 財産運用収入	362,832
	2 財産売却収入	955,367
17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		4,848,352
	1 特別会計繰入金	2,767
	2 基金繰入金	4,845,585
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		1,747,728
	1 延滞金加算金及び過料	126,726
	2 市預金利子	2,272
	3 貸付金元利収入	370,895
	4 受託事業収入	241,017
	5 雑入	1,006,818
21 市債		14,863,998
	1 市債	14,863,998
歳 入 合 計		140,456,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		837,732
	1 議会費	837,732
2 総務費		8,325,422
	1 総務管理費	6,141,115
	2 徴税費	1,050,494
	3 戸籍住民基本台帳費	812,431
	4 選挙費	146,832
	5 統計調査費	73,036
	6 監査委員費	101,514
3 民生費		65,381,756
	1 社会福祉費	23,296,639
	2 児童福祉費	20,253,213
	3 生活保護費	21,831,903
	4 災害救助費	1
4 衛生費		9,370,764
	1 保健衛生費	5,385,857

	2 清掃費	3,984,907
5 労働費		149,737
	1 労働諸費	149,737
6 農林水産業費		160,748
	1 農業費	87,223
	2 林業費	552
	3 水産業費	72,973
7 商工費		1,446,583
	1 商工費	1,446,583
8 土木費		19,693,317
	1 土木管理費	439,927
	2 道路橋りょう費	1,725,253
	3 港湾費	899,758
	4 都市計画費	9,393,068
	5 住宅費	7,235,311
9 消防費		4,638,262
	1 消防費	4,638,262
10 教育費		16,083,568
	1 教育総務費	1,612,259
	2 小学校費	6,257,493
	3 中学校費	2,632,713
	4 幼稚園費	1,869,825
	5 社会教育費	1,750,902
	6 保健体育費	1,960,376
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		14,298,106
	1 公債費	14,298,106
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		140,456,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
庁内汎用業務サービスシステム再構築事業(情報政策課)	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	6,227
庁用ファイルサーバー再構築事業(情報政策課)	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	17,496
納税催告センター運営事業(納税課)	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	39,973
オンライン入力業務委託料(市民課)	平成 27 年度	10,913

久茂地小学校区自治会等(活動拠点) プレハブ事務所リース料 (まちづくり協働推進課)	平成 27 年度	2, 683
那覇市伝統工芸館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 26 年度から 平成 29 年度まで	38, 642
那覇市 I T 創造館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 26 年度から 平成 29 年度まで	68, 565
I T 創造館ネットワーク設備リプレイス事業(商工農水課)	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	15, 164
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工農水課)	平成 27 年度から 平成 37 年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
家庭ごみ有料化事業 (廃棄物対策課)	平成 27 年度	14, 613
城西小区児童クラブ舎建築事業 (監理) (こども政策課)	平成 27 年度	2, 361
城西小区児童クラブ舎建築事業 (工事) (こども政策課)	平成 27 年度	49, 014
上間小区児童クラブ舎建築事業 (設計・監理) (こども政策課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	2, 624
真和志小区児童クラブ舎建築事業(設計・監理) (こども政策課)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	10, 129
壺屋児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	76, 200
開南幼稚園園舎建設事業 (工事) (こども政策課)	平成 27 年度	182, 182
城西幼稚園園舎建設事業 (監理) (こども政策課)	平成 27 年度	9, 182
城西幼稚園園舎建設事業 (工事) (こども政策課)	平成 27 年度	333, 024
城南幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) (こども政策課)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	38, 131
上間幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) (こども政策課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	34, 385
真和志幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) (こども政策課)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	40, 148
与儀保育所建設事業 (与儀保育所仮園舎建設工事(監理)) (こどもみらい課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	9, 699
与儀保育所建設事業 (与儀保育所仮園舎建設工事) (こどもみらい課)	平成 27 年度	165, 354

那覇市首里金城村屋管理運営委託料（都市計画課）	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	3, 970
石嶺市営住宅第 5 期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	2, 198, 858
石嶺市営住宅第 5 期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	41, 299
大名市営住宅第 2 期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	3, 153, 874
大名市営住宅第 2 期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	40, 218
松山公園連携施設管理運営委託料（公園管理課）	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	150, 000
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料（公園管理課）	平成 26 年度から 平成 29 年度まで	18, 000
市営住宅等管理運営事業変更基本協定（市営住宅課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	16, 556
（仮称）消防樋川出張所新築工事監理業務委託（消防本部総務課）	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	25, 236
（仮称）消防樋川出張所新築工事請負費（消防本部総務課）	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	775, 460
消防救急デジタル無線整備事業（工事）（指令情報課）	平成 27 年度	230, 038
消防救急デジタル無線整備事業（工事監理）（指令情報課）	平成 27 年度	1, 969
真和志小学校屋内運動場建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	59, 819
城西小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成 27 年度	458, 689
上間小学校校舎建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	155, 798
城北中学校屋内運動場建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	62, 849
大名小学校屋内運動場建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	64, 910
鏡原中学校校舎建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	161, 659
城南小学校水泳プール建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	36, 321
泊小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 27 年度	12, 595
開南小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 27 年度	12, 430
鏡原中学校給食調理場改築事業（設計・監理）業務委託（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	8, 159
上間小学校給食調理場改築事業（設計・監理）業務委託（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	8, 090
学校給食調理業務委託事業（（仮称）大名学校給食センター）（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	141, 511

学校給食搬送業務委託事業 (小規模共同調理場) (学校給食センター)	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	31, 104
---------------------------------------	--------------------------	---------

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業 2 病院事業貸付金 3 一般廃棄物処理事業 4 道路整備事業 5 都市計画事業 6 都市公園整備事業 7 市営住宅建設事業 8 港湾事業 9 消防施設整備事業 10 教育施設整備事業 11 臨時財政対策債	345, 600 690, 000 5, 600 216, 200 672, 900 752, 800 1, 296, 500 40, 900 631, 300 2, 976, 400 6, 075, 508	証 書 借 入 又 は 証 券 発行	年 5 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間 を含め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であっ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。
計	13, 703, 708			

那覇市告示第 65 号

平成 26 年 4 月 15 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第34条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者

那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫

委託期間

自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月 31 日

那覇市告示第 66 号

平成 26 年 4 月 15 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第56条第 4 項並びに那覇市会計規則第34条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者

那覇市西 1 丁目19番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫

委託期間

自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月 31 日

那覇市告示第 67 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に
定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△102,704 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 638,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年
度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		9	141	150
	1 壺川財産運用 収入	1	11	12
	3 真嘉比古島第二 財産運用収入	5	113	118
	4 真嘉比古島第一 財産運用収入	2	17	19
3 繰入金		78,659	132,243	210,902
	2 真嘉比古島第二繰 入金	16,171	△2,442	13,729
	3 基金繰入金	62,175	134,685	196,860

6 保留地処分金		513, 991	△233, 835	280, 156
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	513, 991	△233, 835	280, 156
7 清算徴収金		4, 460	△1, 253	3, 207
	2 壺川清算徴収金	3, 149	△1, 253	1, 896
歳 入 合 計		741, 087	△102, 704	638, 383

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		千円 590, 362	千円 △99, 614	千円 490, 748
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	589, 786	△99, 614	490, 172
3 清算費		3, 132	△1, 978	1, 154
	4 真嘉比古島第二地区清算費	1, 978	△1, 978	0
4 基金積立金		147, 076	△1, 112	145, 964
	1 壺川基金積立金	5, 180	△1, 242	3, 938
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	145	17	162
	4 真嘉比古島第二基金積立金	141, 528	113	141, 641
支 出 合 計		741, 087	△102, 704	638, 383

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画整理 事業費			42,717
	3 真嘉比古島第二事業 費（単独）		42,717
		真嘉比古島第二事業 費（単独）	42,717
合 計			42,717

那 覇 市 告 示 第 68 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成26年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 26 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,165,734 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 小禄南手数料	1
2 財産収入		21
	1 壺川財産運用収入	1
	2 小禄南財産運用収入	1
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	17
	4 真嘉比古島第一地区財産運用収入	2
3 繰入金		108,180
	1 総務管理繰入金	5,927
	2 真嘉比古島第二繰入金	102,250
	3 基金繰入金	3

4 繰越金		7
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄南繰越金	1
	5 真嘉比古島第二繰越金	2
5 諸収入		4
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	4 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		181, 669
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	181, 669
7 清算徴収金		875, 850
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1, 170
	2 壺川清算徴収金	1, 452
	3 小禄南清算徴収金	95
	4 真嘉比古島第二地区清算徴収金	873, 133
歳 入 合 計		1, 165, 734

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 7, 388
	1 総務管理費	7, 388
2 土地区画整理事業費		115, 030
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	114, 931
	2 小禄南土地区画整理費	99
3 清算費		976, 555
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1, 172
	2 真嘉比古島第二土地区清算費	975, 383
4 基金積立金		66, 761
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	66, 758
歳 出 合 計		1, 165, 734

那 覇 市 告 示 第 69 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,085,621 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 6,320,821
	1 国民健康保険税	6,320,821
2 使用料及び手数料		千円 9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		15,760,636
	1 国庫負担金	10,012,388
	2 国庫補助金	5,748,248
4 療養給付費等交付金		1,309,688
	1 療養給付費等交付金	1,309,688

5 前期高齢者交付金		2,425,989
	1 前期高齢者交付金	2,425,989
6 県支出金		2,982,190
	1 県補助金	2,471,447
	2 県負担金	510,743
7 共同事業交付金		7,892,847
	1 共同事業交付金	7,892,847
8 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
9 繰入金		4,756,974
	1 他会計繰入金	4,756,973
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		2,626,770
	1 延滞金、加算金及び過料	6,500
	2 預金利子	3
	3 雑入	2,620,267
歳 入 合 計		44,085,621

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 684,006
	1 総務管理費	483,746
	2 徴税費	107,802
	3 運営協議会費	724
	4 収納率向上特別対策事業費	56,737
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,997
2 保険給付費		27,340,075
	1 療養諸費	23,295,211
	2 高額療養費	3,698,694
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	336,168
	5 葬祭諸費	10,000
3 後期高齢者支援金等		千円 5,230,743
	1 後期高齢者支援金等	5,230,743
4 前期高齢者納付金等		3,773
	1 前期高齢者納付金等	3,773
5 老人保健拠出金		193
	1 老人保健拠出金	193
6 介護納付金		2,538,676
	1 介護納付金	2,538,676
7 共同事業拠出金		7,430,643
	1 共同事業拠出金	7,430,643

8 保健事業費		287,023
	1 特定健康診査等事業費	261,950
	2 保健事業費	25,073
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		46,157
	1 償還金及び還付加算金	43,635
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	2,520
11 予備費		524,331
	1 予備費	524,331
歳 出 合 計		44,085,621

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	平成 2 7 年度から 平成 2 9 年度まで	19,403
電話催告システム賃借料（国民健康保険課）	平成 2 7 年度から 平成 2 9 年度まで	30,726

那 覇 市 告 示 第 7 0 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,906,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,309,784
	1 後期高齢者医療保険料	2,309,784
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 繰入金		588,564
	1 一般会計繰入金	588,564
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,156
	1 延滞金、加算金及び過料	51
	2 償還金及び還付加算金	8,051
	3 預金利子	1
	4 雑入	千円 53
歳 入 合 計		2,906,706

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 31,981
	1 総務管理費	20,589
	2 徴収費	11,392
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,866,674
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,866,674
3 諸支出金		8,051
	1 償還金及び還付加算金	8,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,906,706

那覇市告示第 71 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 208,442 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,244 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		79,445	△75,245	4,200
	1 国庫補助金	79,445	△75,245	4,200
2 繰入金		210,740	△77,895	132,845
	1 一般会計繰入金	210,740	△77,895	132,845
3 繰越金		1	498	499
	1 繰越金	1	498	499
4 市債		59,500	△55,800	3,700
	1 市債	59,500	△55,800	3,700
歳 入 合 計		349,686	△208,442	141,244

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 220,025	千円 △208,442	千円 11,583
	1 都市再開発事業費	220,025	△208,442	11,583
歳 出 合 計		349,686	△208,442	141,244

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 都市再開発事業費			千円 8,400
	1 都市再開発事業費		8,400
		農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)	8,400
合 計			8,400

第 3 表 地方債補正
変更

単位：千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 59,500	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	千円 3,700	補正前に同じ		
計	59,500				3,700			

那覇市告示第 72 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 26 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,391,394 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 1,604,450
	1 国庫補助金	1,604,450
2 繰入金		282,643
	1 一般会計繰入金	282,643
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		504,300
	1 市債	504,300
歳 入 合 計		2,391,394

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 2, 216, 978
	1 都市再開発事業費	2, 216, 978
2 公債費		174, 416
	1 公債費	174, 416
歳 出 合 計		2, 391, 394

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開 発事業	千円 504, 300	証書借入又 は証券発行	年5%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる 資金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し後 の利率)	償還期間は、据置期間 を含め 3 0 年以内とす る。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であっ ても繰上償還し、償還年 限を変更し、又は借り換 えることができる。
計	504, 300			

那覇市告示第 73 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,879,297千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		3,884,498	△312,861	3,571,637
	1 介護保険料	3,884,498	△312,861	3,571,637
3 国庫支出金		5,265,858	40,870	5,306,728
	1 国庫負担金	3,716,334	13,227	3,729,561
	2 国庫補助金	1,549,524	27,643	1,577,167
4 支払基金交付金		5,906,086	16,917	5,923,003
	1 支払基金交付金	5,906,086	16,917	5,923,003
5 県支出金		2,963,723	5,664	2,969,387
	1 県負担金	2,852,089	7,348	2,859,437
	3 県補助金	111,633	△1,684	109,949
6 財産収入		187	609	796
	1 財産運用収入	187	609	796

7 繰入金		3, 235, 126	287, 410	3, 522, 536
	1 他会計繰入金	3, 168, 284	△12, 183	3, 156, 101
	2 基金繰入金	66, 842	299, 593	366, 435
9 諸収入		10, 563	11, 921	22, 484
	2 雑入	10, 561	11, 921	22, 482
歳 入 合 計		21, 828, 767	50, 530	21, 879, 297

歳出

単位: 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		606, 112	△15, 064	591, 048
	1 総務管理費	335, 142	△41	335, 101
	2 徴収費	26, 399	△796	25, 603
	3 介護認定審査会費	244, 571	△14, 227	230, 344
2 保険給付費		20, 210, 532	63, 436	20, 273, 968
	1 介護サービス等諸費	18, 810, 784	0	18, 810, 784
	2 介護予防サービス等諸費	1, 374, 517	62, 694	1, 437, 211
	3 その他諸費	25, 231	742	25, 973
4 基金積立金		214, 529	582	215, 111
	1 基金積立金	214, 529	582	215, 111
5 地域支援事業費		434, 194	△10, 345	423, 849
	1 介護予防事業費	155, 293	△4, 969	150, 324
	2 包括的支援事業・任意事業費	278, 901	△5, 376	273, 525
6 諸支出金		363, 399	11, 921	375, 320
	1 償還金及び還付加算金	264, 156	11, 921	276, 077
歳 出 合 計		21, 828, 767	50, 530	21, 879, 297

那 覇 市 告 示 第 7 4 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成26年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成26年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成26年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,596,042 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円
		4,050,057
	1 介護保険料	4,050,057
2 使用料及び手数料		2,067
	1 手数料	2,067
3 国庫支出金		5,760,307
	1 国庫負担金	4,002,224
	2 国庫補助金	1,758,083
4 支払基金交付金		6,301,148
	1 支払基金交付金	6,301,148
5 県支出金		3,079,348
	1 県負担金	2,999,586
	2 財政安定化基金支出金	1

	3 県補助金	79,761
6 財産収入		162
	1 財産運用収入	162
7 繰入金		3,402,017
	1 他会計繰入金	3,335,175
	2 基金繰入金	66,842
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		933
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	931
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳 入 合 計		22,596,042

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 562,343
	1 総務管理費	294,736
	2 徴収費	27,737
	3 介護認定審査会費	239,870
2 保険給付費		21,544,028
	1 介護サービス等諸費	19,976,347
	2 介護予防サービス等諸費	1,541,115
	3 その他諸費	26,566
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		409
	1 基金積立金	409
5 地域支援事業費		471,611
	1 介護予防事業費	184,081
	2 包括的支援事業・任意事業費	287,530
6 諸支出金		17,650
	1 償還金及び還付加算金	17,649
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		22,596,042

那 覇 市 告 示 第 7 5 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成 26 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数	154, 000 戸
（2）年間総配水量	38, 500, 000 m ³
（3）一日平均配水量	105, 479 m ³
（4）主な建設改良事業	
水道施設整備事業	674, 396 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	8, 234, 253 千円
第 1 項 営業収益	7, 693, 043 千円
第 2 項 営業外収益	541, 209 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	7, 838, 452 千円
第 1 項 営業費用	7, 194, 474 千円
第 2 項 営業外費用	225, 573 千円
第 3 項 特別損失	398, 405 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 951, 975 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35, 671 千円、減債積立金 251, 559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 664, 745 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	251, 395 千円
第 1 項 補助金	216, 000 千円
第 2 項 他会計負担金	6, 163 千円
第 3 項 他会計貸付金償還金	12, 232 千円
第 4 項 その他資本的収入	17, 000 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1, 203, 370 千円
第 1 項 建設改良費	846, 810 千円
第 2 項 企業債償還金	251, 559 千円
第 3 項 投資	100, 000 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5, 000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道メーター検針業務委託	平成 26 年度から平成 29 年度まで	22, 231 千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成 26 年度から平成 28 年度まで	501, 774 千円
豊見城配水池修繕工事	平成 27 年度から平成 28 年度まで	162, 000 千円
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	551 千円
設計積算システム歩掛改訂業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	648 千円
配水系統中ブロック保守管理業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	3, 277 千円
定期水質検査業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	10, 576 千円
上水道施設維持管理等業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	45, 896 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	733 千円
消防設備保守点検業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	341 千円
ポンプ保守点検業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	980 千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	1, 645 千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 1, 438, 619 千円

（2）交際費 56 千円

（たな卸資産購入限度額）

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、45, 238 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 7 6 号

平成 26 年 4 月 15 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成 26 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）使用戸数 144, 300 戸

（2）年間総排水量 35, 247, 390 m³

（3）一日平均排水量 96, 568 m³

（4）主要な建設改良事業

公共下水道整備事業

1, 030, 200 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	5, 582, 337 千円
第 1 項 営業収益	4, 107, 953 千円
第 2 項 営業外収益	1, 161, 057 千円
第 3 項 特別利益	313, 327 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	5, 116, 119 千円
第 1 項 営業費用	4, 534, 828 千円
第 2 項 営業外費用	446, 047 千円
第 3 項 特別損失	115, 244 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 976, 140 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24, 364 千円、過年度分損益勘定留保資金 812, 171 千円及び当年度分損益勘定留保資金 139, 605 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的收入	1, 612, 216 千円
第 1 項 企業債	506, 000 千円
第 2 項 補助金	574, 000 千円
第 3 項 他会計負担金	530, 627 千円
第 4 項 その他資本的收入	1, 589 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2, 588, 356 千円
第 1 項 建設改良費	1, 435, 512 千円
第 2 項 企業債償還金	1, 130, 611 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	12, 233 千円
第 4 項 投資	5, 000 千円
第 5 項 予備費	5, 000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
平成 27 年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成26年度から平成27年度まで	741 千円
平成 27 年度ポンプ場保守点検業務委託	平成26年度から平成27年度まで	21, 432 千円
平成 27 年度公共下水道維持管理業務委託	平成26年度から平成27年度まで	84, 051 千円
平成 27 年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	平成26年度から平成27年度まで	5, 101 千円
平成 27 年度公共下水道台帳作成業務委託	平成26年度から平成27年度まで	7, 128 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 368, 000	証書借入又は証券発行	年 5 %以内 （ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	138, 000			

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、600, 000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

493, 904 千円

公 告

那覇市公告第 549 号

平成 26 年 3 月 27 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 16 号 首里崎山公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間
平成 5 年 10 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 554 号
平成 26 年 3 月 28 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・3号真地久茂地線
 - 2 施行者の名称
沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成26年 3 月 28 日～平成30年 3 月 31 日
-

那覇市公告第 555 号
平成 26 年 3 月 28 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・10号識名真地線
 - 2 施行者の名称
沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成26年 3 月 28 日～平成30年 3 月 31 日
-

那 覇 市 公 告 第 6 号
平 成 2 6 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号 石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成26年 3 月 28 日～平成27年 3 月 31 日

那覇市公告第 17 号

平成 26 年 4 月 14 日

掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年 5 月 9 日法律第 49 号）第 140 条第 2 項及び同法施行令第 25 条の規定に基づき、下記事業に係る図書を 2 週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該防災街区整備事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、沖縄県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項を除きます。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名 称：農連市場地区防災街区整備事業
- 2 図 書：事業計画
- 3 縦覧場所：
那覇市都市計画部市街地整備課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 9 階）
- 4 縦覧期間：
平成 26 年 4 月 14 日から平成 26 年 4 月 28 日まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- 6 縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 2 号

平成 26 年 3 月 27 日

施 行 済

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年那覇市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]	[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規定は、平成26年度以後に交付される政務活動費について適用し、平成25年度までに交付された政務活動費については適用しない。

[改正前 別記]

第11号様式

[略]	科 目	金 額	備 考
	[略]		
	事 務 所 費		
	そ の 他 の 経 費		
	[略]		
	[略]		

[略]

[改正後 別記]

第11号様式(第6条関係)

[略]	科 目	金 額	備 考
	[略]		
	事 務 所 費		
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
	そ の 他 の 経 費		
	[略]		

[略]

[略]

[改正前 別記]

第13号様式

[略]		
科 目	金 額	備 考
[略]		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
[略]		
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

第13号様式(第6条関係)

[略]		
科 目	金 額	備 考
[略]		
事 務 所 費		
<u>要 請 ・ 陳 情 活 動 費</u>		
そ の 他 の 経 費		
[略]		
[略]		
[略]		

那覇市議会訓令第 3 号
平成 26 年 3 月 28 日
施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程（平成21年那覇市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第2条 <u>事務局に次の課を置く。</u> <u>庶務課</u> <u>議事管理課</u> <u>議事調査課</u> （事務分掌） 第5条 各課の分掌事務は、概ね次のとおりとする。 庶務課 （1）～（3） [略] <u>（4）～（10） [略]</u> 議事管理課 （1）～（3） [略] <u>（4） 条例、規則、規程等の制定、改廃</u> <u>に関すること。</u> <u>（5）～（8） [略]</u> <u>議事調査課</u> （1）～（7） [略] 2～3 [略]	（組織） 第2条 <u>事務局に庶務課、議事管理課及び調査法制課を置く。</u> （事務分掌） 第5条 [略] 庶務課 （1）～（3） [略] <u>（4） 政務活動費に関すること。</u> <u>（5）～（11） [略]</u> 議事管理課 （1）～（3） [略] <u>（4）～（7） [略]</u> <u>調査法制課</u> （1）～（7） [略] <u>（8） 条例、規則、規程等の制定改廃に</u> <u>関すること。</u> <u>（9） 議会が行う政策の立案及び提言</u> <u>に関すること。</u> 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防本部訓令第 1 号

平成 26 年 3 月 24 日

施 行 済

那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防長 玉城 則雄

那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部警防規程(平成20年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部警防規程</u> 目次 第1章～第9章 〔略〕 第10章 活動報告(第78条—<u>第85条</u>) 第11章 安全管理(<u>第86条</u>) 第12章 雑則(<u>第87条</u>—第89条) (目的) 第1条 この訓令は、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき、火災、水災、震災、その他の災害を警戒し、鎮圧し、並びにこれらの災害に因る被害を軽減するとともに、<u>那覇市消防本部</u>の機能を十分発揮するために必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕 (6) その他の災害活動とは、消防業務と密接な関連性のある活動及び<u>消防長</u>が必要と認めたときに行う活動をいう。 (7)～(10) 〔略〕 (11) 警防本部とは、<u>消防本部</u>を拠点とする災害活動組織の総括をいう。 (12) 警戒本部とは、<u>消防本部</u>を拠点とする警戒活動組織の総括をいう。 (13) 〔略〕 (14)～(17) 〔略〕 (通信の優先順位及び統制) 第6条 災害時における消防通信の優先順	<u>那覇市消防局警防規程</u> 目次 第1章～第9章 〔略〕 第10章 活動報告(第78条—<u>第83条</u>) 第11章 安全管理(<u>第84条</u>) 第12章 雑則(<u>第85条</u>—第89条) (目的) 第1条 この訓令は、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき、火災、水災、震災、その他の災害を警戒し、鎮圧し、並びにこれらの災害に因る被害を軽減するとともに、<u>那覇市消防局</u>の機能を十分発揮するために必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕 (6) その他の災害活動とは、消防業務と密接な関連性のある活動及び<u>消防局長</u>が必要と認めたときに行う活動をいう。 (7)～(10) 〔略〕 (11) 警防本部とは、<u>消防局</u>を拠点とする災害活動組織の総括をいう。 (12) 警戒本部とは、<u>消防局</u>を拠点とする警戒活動組織の総括をいう。 (13) 〔略〕 <u>(14) 現場指揮本部長とは、災害現場等においての最高指揮者をいう。</u> (15)～(17) 〔略〕 (通信の優先順位及び統制) 第6条 災害時における消防通信の優先順

位、通信統制等の運用については、那覇市消防情報通信規程（平成16年那覇市消防本部訓令第9号）及び那覇市消防本部指揮運用要領（平成14年10月5日消防長通知。以下「指揮隊運用要領」という。）の定めるところによる。

（警防本部）

第7条 那覇市消防本部に、災害活動組織の総括として、各種災害時に、警防本部を置く。

2 [略]

3 警防本部は、消防本部員をもって編成し、警防本部長には消防長を、警防副本部長には副消防長を、警防本部付けとして、警防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。

4～5 [略]

6 警防本部指揮隊は、警防班で編成し、警防課職員をもって充てる。ただし、警防本部長が必要と認めるときはその他の消防本部員をもって充てることができる。

7 [略]

8 警防本部長は、必要に応じて消防本部員をもって臨時に消防隊を編成することができる。

9 警防本部の設置は、那覇市消防本部における警防本部・警戒本部設置基準（平成20年1月25日那覇市消防長通知。以下「警防・警戒本部設置基準」という。）に基づき設置する。

（警戒本部）

第8条 那覇市消防本部に、警戒活動組織の総括として、各種災害時に、警戒本部を置く。

2 [略]

3 警戒本部は、消防本部員をもって編成し、警戒本部長には消防長を、警戒副本部長には副消防長を、警戒本部付けとし

位、通信統制等の運用については、那覇市消防情報通信規程（平成16年那覇市消防本部訓令第9号）及び那覇市消防局指揮運用要領の定めるところによる。

（警防本部）

第7条 那覇市消防局に、災害活動組織の総括として、各種災害時に、警防本部を置く。

2 [略]

3 警防本部は、消防局員をもって編成し、警防本部長には消防局長を、警防副本部長には次長を、警防本部付けとして、警防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。

4～5 [略]

6 警防本部指揮隊は、警防班で編成し、警防課職員をもって充てる。ただし、警防本部長が必要と認めるときはその他の消防局員をもって充てることができる。

7 [略]

8 警防本部長は、必要に応じて消防局員をもって臨時に消防隊を編成することができる。

9 警防本部の設置は、那覇市消防局における警防本部・警戒本部設置基準（平成20年1月25日那覇市消防長通知。以下「警防・警戒本部設置基準」という。）に基づき設置する。

（警戒本部）

第8条 那覇市消防局に、警戒活動組織の総括として、各種災害時に、警戒本部を置く。

2 [略]

3 警戒本部は、消防局員をもって編成し、警戒本部長には消防局長を、警戒副本部長には次長を、警戒本部付けとして、警

て、警防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。	防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。
4 [略] (指揮隊)	4 [略] (指揮隊)
第9条 消防署に、<u>中隊指揮隊及び署隊指揮隊</u>を置き、部隊を統括指揮する。	第9条 警防課に、<u>指揮隊</u>を置き、部隊を統括指揮する。
2 指揮隊長は、<u>第10条第2号の中隊長</u>をもって充てる。	2 <u>指揮隊は、指揮隊長、指揮隊長補佐及び指揮隊員をもって編成する。</u>
3 [略]	3 指揮隊長は、<u>大隊長とし、大隊長に警防課の消防司令又は消防司令補</u>をもって充てる。
(消防隊)	4 指揮隊長補佐は、<u>警防課の消防司令補又は消防士長</u>をもって充てる。
第10条 消防隊(救助隊、救急隊を含む。)の編成は、別表第1の消防隊編成表に定めるもののほか次の各号によるものとする。	5 <u>指揮隊が管轄する区域は、那覇市全域とする。</u>
(1) <u>中隊は、署長が指揮宣言をした場合は、署隊となり、署隊長に署長をもって充てる。</u>	6 [略]
(2) <u>中隊は、消防署を単位とし、2以上の小隊をもって編成し、中隊長に消防署次席を、副中隊長には消防署司令をもって充てる。</u>	7 <u>前項の規定に関わらず、指揮隊長は災害の規模、形態に応じて自己の判断で災害現場へ臨場することができるものとする。</u>
(3) <u>小隊は、2以上の分隊をもって編成し、小隊長に、消防司令又は消防司令補の階級にある者をもって充てる。</u>	(消防隊)
(4) <u>分隊は、消防車(救助工作車、救急車、特殊車を含む。)1台を単位として、所要の人員及び装備をもって編成し、</u>	第10条 [略]
	(1) <u>大隊は、2以上の中隊をもって編成する。</u>
	(2) <u>中隊は、2以上の小隊をもって編成し、中隊長に、消防司令又は消防司令補の階級にある者をもって充てる。</u>
	(3) <u>小隊は、消防車(救助工作車、救急車、特殊車を含む。)1台を単位として、所要の人員及び装備をもって編成し、</u>

<u>分隊長</u>には、消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。 (5) <u>救助隊員及び特別救助隊員の編成及び隊長は、那覇市消防救助隊規程(昭和61年那覇市消防本部訓令第4号)による。</u> (消防隊の名称) 第12条 消防隊の名称は、次のとおりとする。 (1) <u>中隊</u>の名称は、署名の略称を冠して隊名を呼称する。 (2) <u>小隊</u>の名称は、署所名の略称を冠して隊名を呼称する。 (3) <u>分隊</u>の名称は、署所名の略称を冠し、複数隊を編成する場合は1から順に数字を冠して呼称する。 (4)～(5) [略] (<u>中隊長</u>) 第16条 <u>中隊長</u>は、出動各隊を掌握し、現場指揮を行うものとする。 2 <u>副中隊長の任務は、中隊長を補佐するとともに管轄区域内の中隊長に事故があるときは、前項に定める中隊長の任務を代行する。</u> 3 <u>管轄区域内の副中隊長に事故があるときは、管轄区域内の当直消防司令補が前項に定める任務を代行する。</u> (救助隊長及び救急隊長) 第18条 救助隊長及び救急隊長は、<u>中隊長又は小隊長</u>の命を受け、隊員を指揮して、任務遂行に当たるものとする。 (隊員) 第19条 <u>分隊及び小隊の隊員は、隊長の指揮を受け、機材等を活用して災害活動に従事するものとする。</u> (出動の基準) 第21条 災害の出動は、別表第2の出動隊の基準によるものとする。ただし、<u>消防長</u>は必要に応じて出動隊を増減することが	<u>小隊長</u>には、消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。 (4) <u>高度救助隊員、特別救助隊員及び水難救助隊員の編成及び隊長は、那覇市消防救助隊訓令(平成23年那覇市消防本部訓令第2号)による。</u> (消防隊の名称) 第12条 [略] (1) <u>大隊</u>の名称は、署名の略称を冠して隊名を呼称する。 (2) <u>中隊</u>の名称は、署所名の略称を冠して隊名を呼称する。 (3) <u>小隊</u>の名称は、署所名の略称を冠し、複数隊を編成する場合は1から順に数字を冠して呼称する。 (4)～(5) [略] (<u>大隊長</u>) 第16条 <u>大隊長</u>は、出動各隊を掌握し、現場指揮を行うものとする。 2 <u>指揮隊長補佐は、大隊長を補佐するとともに大隊長に事故があるときは、前項に定める大隊長の任務を代行する。</u> (救助隊長及び救急隊長) 第18条 救助隊長及び救急隊長は、<u>大隊長又は中隊長</u>の命を受け、隊員を指揮して、任務遂行に当たるものとする。 (隊員) 第19条 <u>中隊及び小隊の隊員は、隊長の指揮を受け、機材等を活用して災害活動に従事するものとする。</u> (出動の基準) 第21条 災害の出動は、別表第2の出動隊の基準によるものとする。ただし、<u>消防局長</u>は必要に応じて出動隊を増減すること
---	--

できる。

（指揮命令の原則）

第25条 災害活動は、原則として災害発生地を管轄する消防署の指揮隊長の指揮命令のもとに行うものとする。

（指揮本部等の構成）

第27条 前条の各指揮組織における指揮本部の構成は、次によるものとする。

〔表 別記〕

（現場最高指揮者の基準）

第28条 現場最高指揮者は、次の各号に定めるところによる。ただし、当該各号に定める指揮者より所轄の上級の指揮者が到着し、指揮宣言をした場合は、当該最上級者の指揮者を現場最高指揮者とする。

- (1) 分隊の出動する災害活動にあつては、所轄の分隊長
- (2) 小隊が出動する災害活動にあつては、所轄の小隊長
- (3) 第1出動及び第2出動の災害出動にあつては、所轄の中隊長

2 消防長、副消防長及び管轄内署長は、災害に応じて災害活動を視察するものとする。

（現場指揮本部の設置）

第29条 災害現場に出場した所轄中隊長等は、災害の状況により現場指揮本部を設置し消防部隊を指揮して災害活動に当たるものとする。

2～5 〔略〕

（災害活動の妨害排除）

第34条 災害現場にある消防隊員は、災害活動の妨害となるおそれのある一般市民等に対し、警察官の協力を得て退去させる等の措置をとるものとする。

（警戒区域の設定）

ができる。

（指揮命令の原則）

第25条 災害活動は、原則として指揮隊長の指揮命令のもとに行うものとする。

（指揮本部等の構成）

第27条 〔略〕

〔表 別記〕

（現場最高指揮者の基準）

第28条 〔略〕

- (1) 小隊が1隊のみ出動する災害活動にあつては、所轄の小隊長
- (2) 中隊が1隊のみ出動する災害活動にあつては、署轄の中隊長
- (3) 第1出動及び第2出動の災害出動にあつては、大隊長
- (4) 第3出動の災害にあつては、管轄署長

（現場指揮本部の設置）

第29条 災害現場に出場した大隊長等は、災害の状況により現場指揮本部を設置し消防部隊を指揮して災害活動に当たるものとする。

2～5 〔略〕

（災害活動の妨害排除）

第34条 災害現場にある消防隊員は、災害活動の妨害となるおそれのある一般市民等に対し、消防活動を円滑に行うための措置をとるものとする。

（警戒区域の設定）

第35条 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

- 2 消防長又は署長は、消防法第23条の2の規定による火災警戒区域を設定したときは、前項第3号に定める職務を行うほか、住民に対する火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずるものとする。

(火災防御の心得)

第46条 隊員は、火災防御に当たっては、人命救助を最優先し、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 先着消防隊員は、延焼危険が最も大である方面に進入部署すること。

(3)～(5) 〔略〕

(6) 特に水損によって著しい被害が生ずる施設又は室があるときは、防水シートを使用して事前に水損防止措置を行うとともに、粉末消火器等の使用も考慮して消火に当たること。

(7)～(9) 〔略〕

(現場引揚げ)

第54条 〔略〕

- 2 分隊長は、引揚げに当たっては、人員及び機械機具の点検を実施しなければならない。

(気象警報等による警戒活動)

第60条 署長は、気象警報等が発令されたときは、管轄内における災害発生のおそれがある場所に対し、広報及び警戒活動を実施するものとする。ただし、津波については、注意報が発令された時点で広報及び警戒活動を実施するものとする。

(警戒時の警防体制強化)

第63条 警戒時の警防体制の強化については、別表第6の火災警報発令時の警防体制強化の基準及び別表第7の気象警報等発令時の警防体制強化の基準に基づくもの

第35条 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

- 2 消防局長又は署長は、消防法第23条の2の規定による火災警戒区域を設定したときは、前項第3号に定める職務を行うほか、住民に対する火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずるものとする。

(火災防御の心得)

第46条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2)～(4) 〔略〕

(5) 特に水損によって著しい被害が生ずる施設又は室があるときは、防水シート等を使用して事前に水損防止措置を行うとともに、粉末消火器等の使用も考慮して消火に当たること。

(6)～(8) 〔略〕

(現場引揚げ)

第54条 〔略〕

- 2 小隊長は、引揚げに当たっては、人員及び機械機具の点検を実施しなければならない。

第60条 署長は、気象警報等が発表されたときは、管轄内における災害発生のおそれがある場所に対し、広報及び警戒活動を実施するものとする。ただし、津波については、注意報が発表された時点で広報及び警戒活動を実施するものとする。

第63条 警戒時の警防体制の強化については、別表第6の火災警報発表時の警防体制強化の基準及び別表第7の気象警報等発表時の警防体制強化の基準に基づくもの

とする。 [表 別記] (非常災害警戒警備) 第64条 <u>消防長</u>は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常災害警戒警備の実施を発令するものとする。 2 署長は、管轄区域内に非常災害が発生し、非常災害警戒警備発令の暇がないときは、直ちに非常災害警戒警備を実施するとともにその状況を<u>消防長</u>に即報しなければならない。 3 非常災害警戒警備の解除は、<u>消防長</u>が行うものとする。 (消防警備) 第65条 <u>消防長</u>は、社会的に重要な公的行事、会議、催物等の事象に際して必要と認める場合は、消防警備を実施するものとする。 2 [略] (警防計画) 第66条 警防計画は、<u>本部警防計画</u>及び署警防計画に区分する。 2 警防課長は、警防力の運用、消防部隊の活動等消防活動上必要な事項について、<u>本部警防計画</u>を樹立するものとする。 3～4 [略] [表 別記] (警防計画の運用) 第67条 警防課長又は署長は、警防計画を作成し又は変更したときは、<u>消防長</u>に報告するものとする。 2 [略] (非常招集の原則) 第68条 <u>消防長</u>は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され緊急に消防力を増強する必要がある場合は、職員に対し非常招集を発令する。その必要がなくなったときはこれを解除する。	とする。 [表 別記] (非常災害警戒警備) 第64条 <u>消防局長</u>は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常災害警戒警備の実施を発令するものとする。 2 署長は、管轄区域内に非常災害が発生し、非常災害警戒警備発令の暇がないときは、直ちに非常災害警戒警備を実施するとともにその状況を<u>消防局長</u>に即報しなければならない。 3 非常災害警戒警備の解除は、<u>消防局長</u>が行うものとする。 (消防警備) 第65条 <u>消防局長</u>は、社会的に重要な公的行事、会議、催物等の事象に際して必要と認める場合は、消防警備を実施するものとする。 2 [略] (警防計画) 第66条 警防計画は、<u>局警防計画</u>及び署警防計画に区分する。 2 警防課長は、警防力の運用、消防部隊の活動等消防活動上必要な事項について、<u>局警防計画</u>を樹立するものとする。 3～4 [略] [表 別記] (警防計画の運用) 第67条 警防課長又は署長は、警防計画を作成し又は変更したときは、<u>消防局長</u>に報告するものとする。 2 [略] (非常招集の原則) 第68条 <u>消防局長</u>は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され緊急に消防力を増強する必要がある場合は、職員に対し非常招集を発令する。その必要がなくなったときはこれを解除する。
---	---

2 署長は、前項の規定にかかわらず管轄区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、職員を非常招集することができる。この場合は、消防長に速やかに報告しなければならない。

3～4 [略]

（非常招集を要しない職員）

第70条 次の各号のいずれかに該当する職員は、非常招集を要しない者とする。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防長又は署長が特にやむを得ない事情があると認める職員

（訓練の区分）

第72条 訓練は、次の各号に掲げるとおりとし、消防長又は署長は定期的に訓練計画に基づいて、これを実施する。

(1)～(4) [略]

（基本訓練）

第73条 基本訓練は、おおむね次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

(1) [略]

(2) 分隊単位による消防ポンプ操法

(3)～(6) [略]

（総合訓練）

第75条 総合訓練は、消防長が災害各活動について総合的に実施するものをいう。

（訓練の承認及び報告）

第77条 署長は、前条に定める訓練を実施する場合は、消防長の承認を受けるものとする。

2 署長は、前2条に定める訓練を実施した場合は、火災防御訓練報告書(第1号様式)及び救急・救助訓練報告書(第2号様式)を消防長に提出するものとする。

（消防活動報告）

2 署長は、前項の規定にかかわらず管轄区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、職員を非常招集することができる。この場合は、消防局長に速やかに報告しなければならない。

3～4 [略]

（非常招集を要しない職員）

第70条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防局長又は署長が特にやむを得ない事情があると認める職員

（訓練の区分）

第72条 訓練は、次の各号に掲げるとおりとし、消防局長又は署長は定期的に訓練計画に基づいて、これを実施する。

(1)～(4) [略]

第73条 [略]

(1) [略]

(2) 小隊単位による消防ポンプ操法

(3)～(6) [略]

（総合訓練）

第75条 総合訓練は、消防局長が災害各活動について総合的に実施するものをいう。

（訓練の承認及び報告）

第77条 署長は、前条に定める訓練を実施する場合は、消防局長の承認を受けるものとする。

2 署長は、前2条に定める訓練を実施した場合は、月例災害対応訓練報告書又は訓練報告書を消防局長に提出するものとする。

（消防活動報告）

第78条 署長は、災害等に出動した消防隊の活動状況を消防活動報告書(第3号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(その他出動)

第79条 署長は、前条に該当しない調査等に出動したときは、その他出動報告書(第4号様式)に記載し、翌月の1日から10日までに消防長に提出するものとする。

(救助活動報告)

第80条 署長は、救助活動に出動したときは、活動状況を救助活動報告書(第5号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(救急活動報告)

第81条 救急活動の報告等は、那覇市消防本部救急業務規程に定めるところによるものとする。

(水防活動報告)

第82条 署長は、風水害等に出動した消防隊の活動状況を水防活動報告書(第6号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(応援出動報告書)

第83条 署長又は課長は、消防相互応援協定に基づく応援出動で災害活動を行ったときは、災害発生の日から7日以内に活動状況を災害応援出動報告書(第7号様式)及び救急応援出動報告書(第8号様式)に記載し、消防長に提出するものとする。

2～3 [略]

(非常招集の報告)

第84条 署長又は課長は、第71条の規定に基づいて非常招集の命を受け、災害活動に従事した者又は非常待機した者については、非常招集実績報告書(第9号様式)に必要事項を記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(即報事項)

第78条 署長は、災害等に出動した消防隊の活動状況を消防活動報告書に記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に提出するものとする。

(その他出動)

第79条 署長は、前条に該当しない調査等に出動したときは、その他出動報告書に記載し、出動の日から7日以内に消防局長に提出するものとする。

(救助活動報告)

第80条 署長は、救助活動に出動したときは、活動状況を救助活動報告書に記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に提出するものとする。

(応援出動報告書)

第81条 署長又は課長は、消防相互応援協定に基づく応援出動で災害活動を行ったときは、災害発生の日から7日以内に活動状況を災害応援出動報告書及び救急応援出動報告書に記載し、消防局長に提出するものとする。

2～3 [略]

(非常招集の報告)

第82条 署長又は課長は、第71条の規定に基づいて非常招集の命を受け、災害活動に従事した者又は非常待機した者については、非常招集実績報告書に必要事項を記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に提出するものとする。

(即報事項)

第85条 署長又は課長は、災害活動等において次の各号に該当する事故及び災害事象があったときは、消防長に即報しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 消防長は、総務省消防庁の火災、災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく災害が発生した場合は、県及び国に即報しなければならない。

(安全管理)

第86条 消防長又は署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全体制を確立するために、訓練施設及び資機材の整備を行い、安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。

2～4 [略]

(通行障害等)

第87条 消防長又は署長は、通行障害、断減水、火災と紛らわしい火煙等、特に災害活動に支障がある事象について通知を受けたとき又は発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(火災防御等検討会)

第88条 消防長又は署長は、災害活動のうち事後の活動に資するため、必要があると認めるものについて、当該活動を行った者その他関係者の出席を求めて次の各号に掲げる検討会を開くものとする。

(図式記号、用語、略語)

第89条 [略]

[別表第1 別記]

第83条 署長又は課長は、災害活動等において次の各号に該当する事故及び災害事象があったときは、消防局長に即報しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 消防局長は、総務省消防庁の火災、災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく災害が発生した場合は、県及び国に即報しなければならない。

(安全管理)

第84条 消防局長又は署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全体制を確立するために、訓練施設及び資機材の整備を行い、安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。

2～4 [略]

(通行障害等)

第85条 消防局長又は署長は、通行障害、断減水、火災と紛らわしい火煙等、特に災害活動に支障がある事象について通知を受けたとき又は発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(火災防御等検討会)

第86条 消防局長又は署長は、災害活動のうち事後の活動に資するため、必要があると認めるものについて、当該活動を行った者その他関係者の出席を求めて次の各号に掲げる検討会を開くものとする。

(図式記号、用語、略語)

第87条 [略]

(様式)

第88条 この訓令の施行に必要な報告書等に様式は、別に定める。

(その他)

第89条 この訓令の施行に定めるもののほか必要な事項は消防局長が定める

[別表第1 別記]

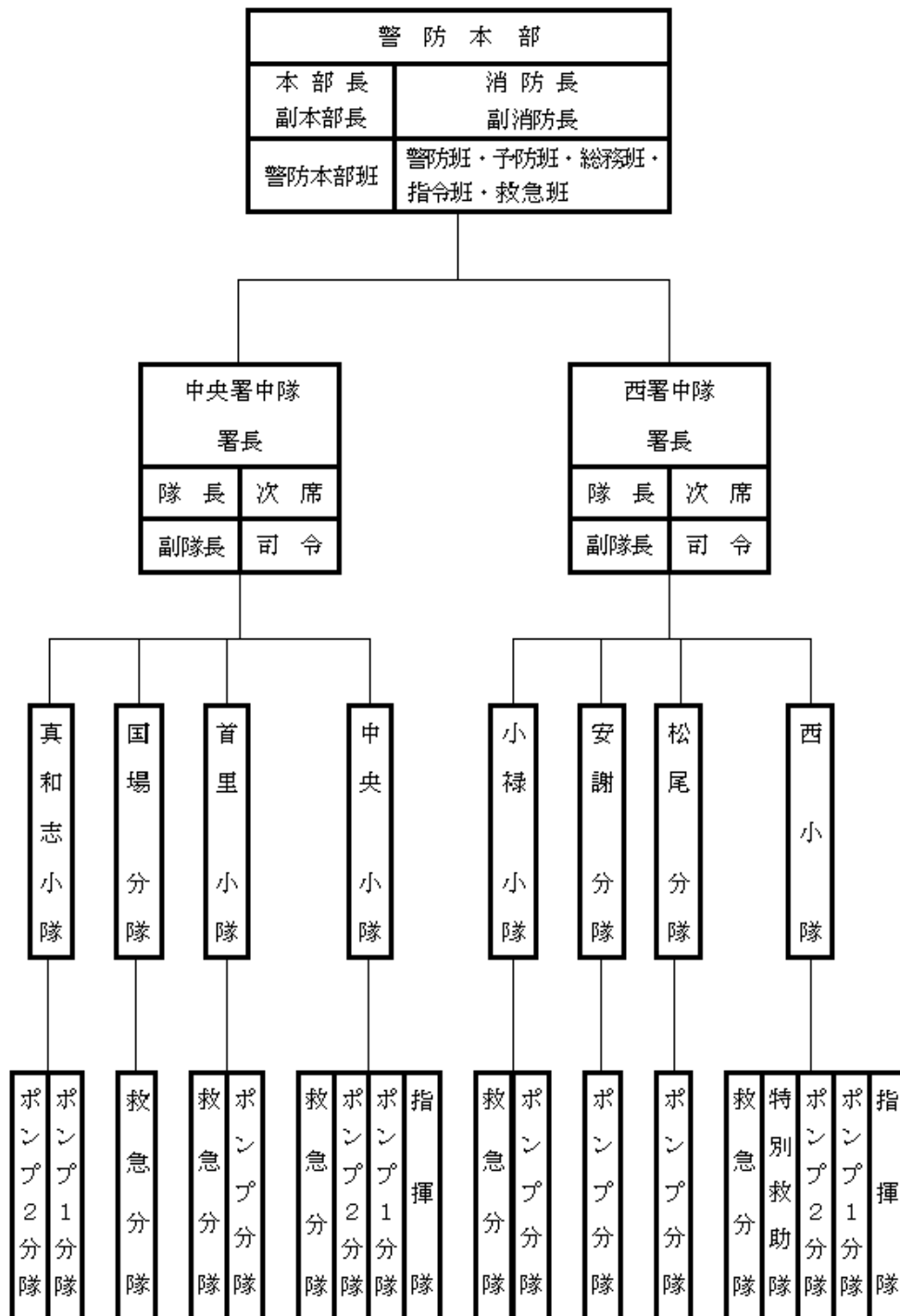
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分に改める。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表第1(第10条関係)

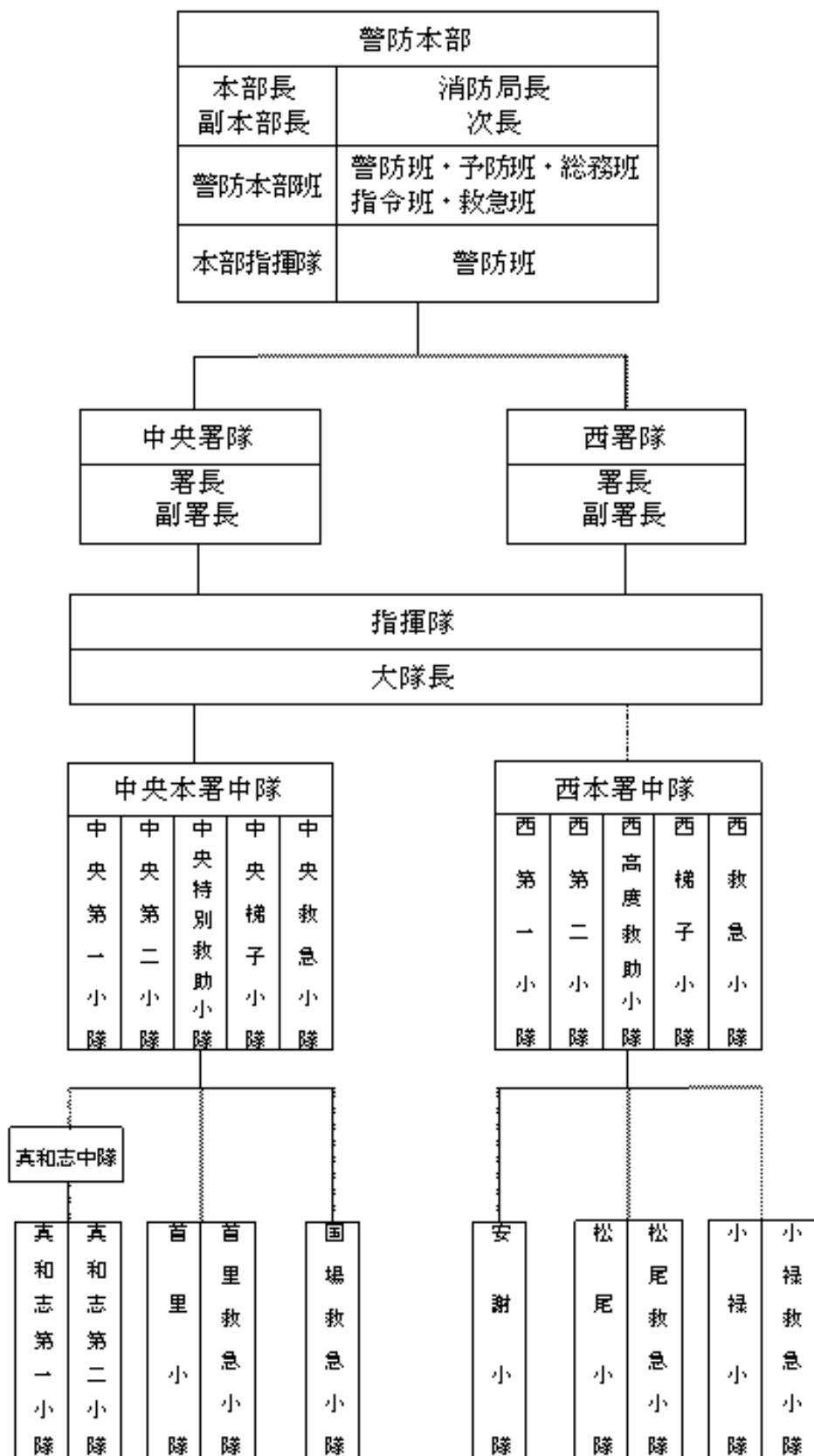
消防隊編成表



[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

消防隊編成表



〔改正前 別記〕

別表第2(第21条関係)

出動区分	火災の状況	出動隊数	備考
第1出動	〔略〕	〔略〕 救助工作車 <u>1～2隊</u> 〔略〕	中高層ビル火災又は特殊災害等が発生した場合は、ポンプ車の出動を考慮し、特殊車両等災害に適した車両を出動させる 第3出動の人員については、 <u>別表第5「非常招集の基準」第3配備</u> で対応する
第2出動	〔略〕	〔略〕 救助工作車 <u>1～2隊</u> 救急車 <u>2～5隊</u>	
第3出動	〔略〕	水槽付ポンプ車 <u>13～17隊</u> 救助工作車 <u>1～2隊</u> 救急車 <u>6～8隊</u>	

〔改正後 別記〕

別表第2(第21条関係)

出動区分	火災の状況	出動隊数	備考
第1出動	〔略〕	〔略〕 救助工作車 <u>1隊</u> 〔略〕	中高層ビル火災又は特殊災害等が発生した場合は、ポンプ車の出動を考慮し、特殊車両等災害に適した車両を出動させる 第3出動の人員については、 <u>別表第9「非常招集の基準」第2配備</u> で対応する
第2出動	〔略〕	〔略〕 救助工作車 <u>1隊</u> 救急車 <u>1～5隊</u>	
第3出動	〔略〕	水槽付ポンプ車 <u>1～5隊</u> 救助工作車 <u>1隊</u> 救急車 <u>1～3隊</u>	

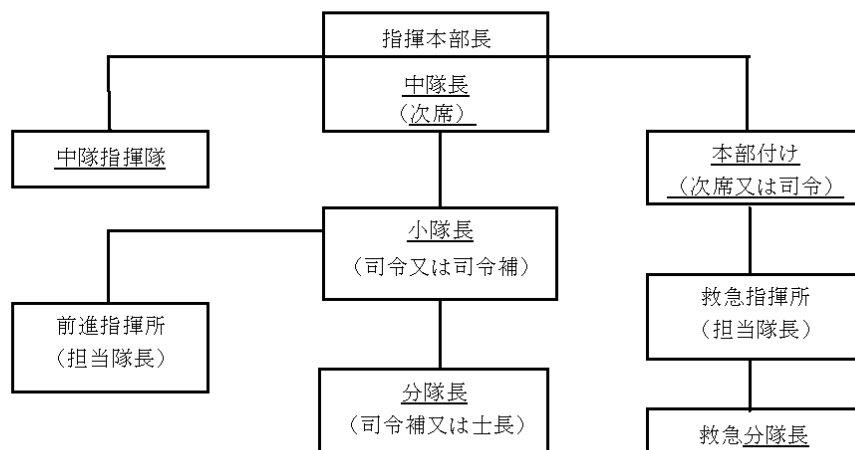
[改正前 別記]

別表第4(第26条関係)

指揮組織図

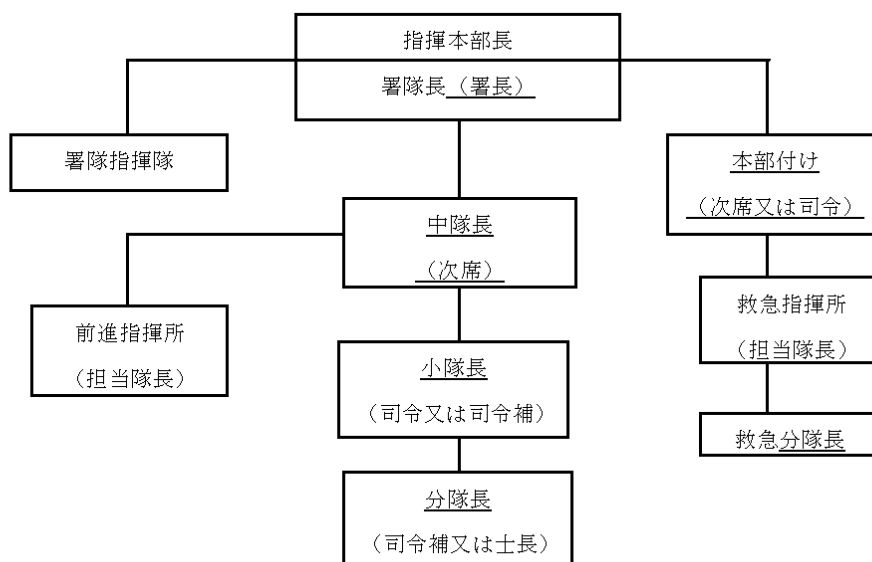
第1指揮体制(中隊指揮本部)

中隊長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合

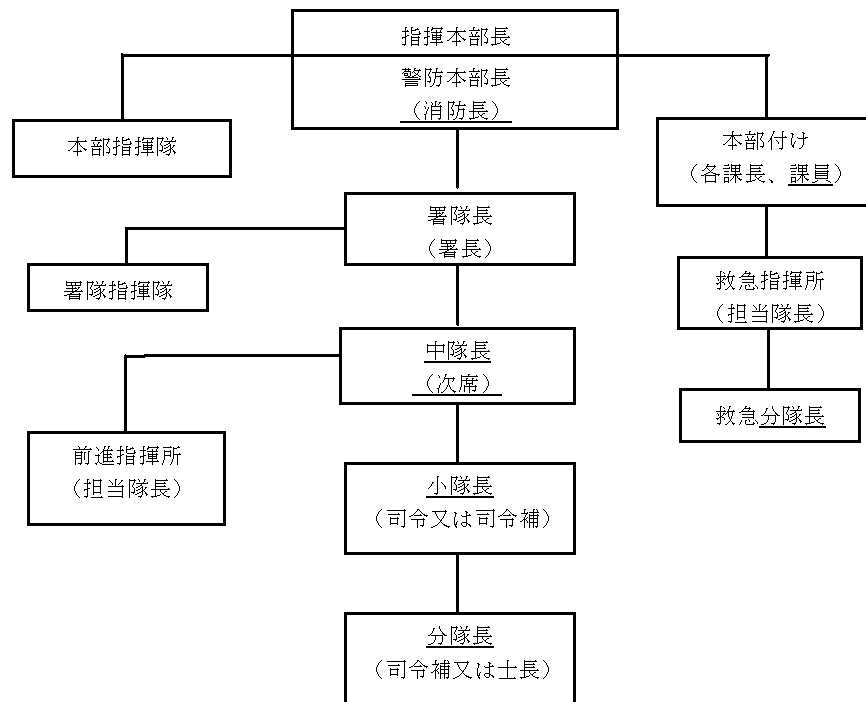


第2指揮体制(署隊指揮本部)

署長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



第3指揮体制（警防本部）

消防長が指揮本部長となる場合

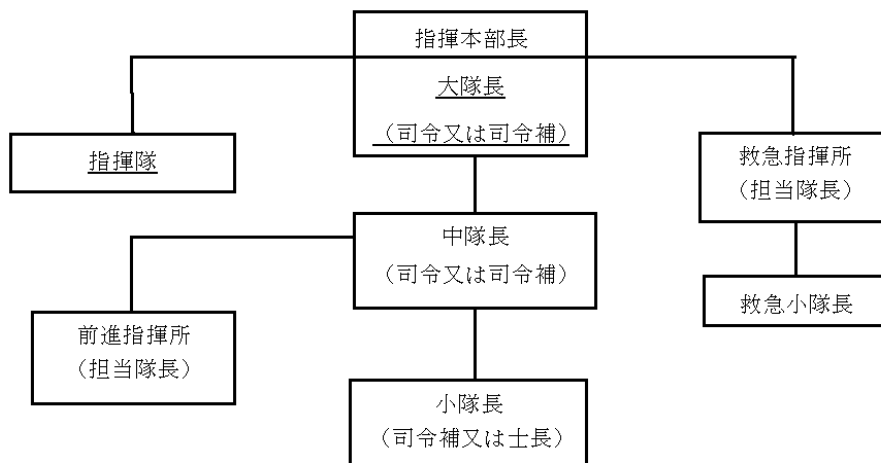
[改正後 別記]

別表第4(第26条関係)

指揮組織図

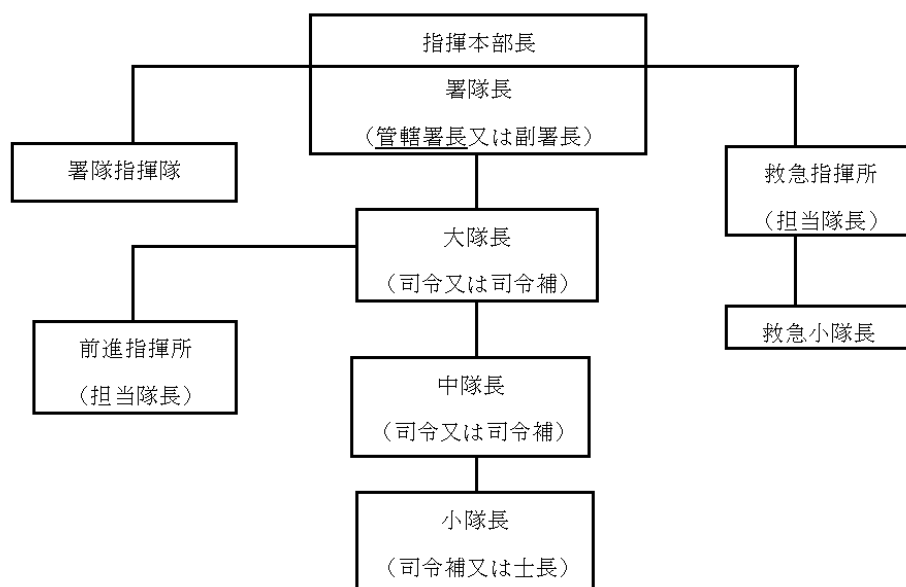
第1指揮体制(指揮本部)

大隊長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合

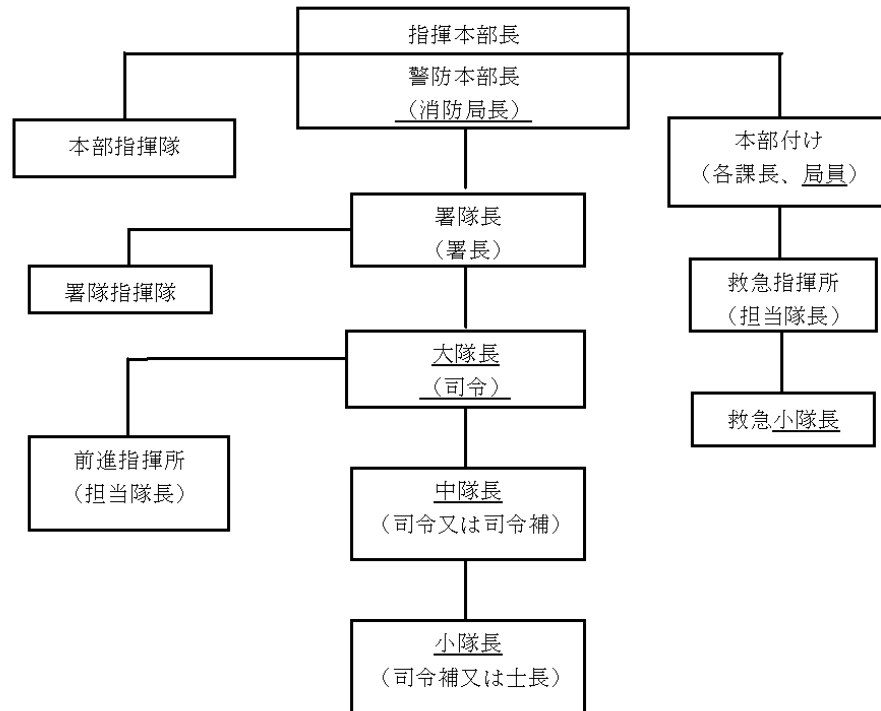


第2指揮体制(署隊指揮本部)

署長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



第3指揮体制（警防本部）

消防局長が指揮本部長となる場合

〔改正前 別記〕

〔第27条の表〕

指揮体制	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
構成			
指揮本部の名称	中隊指揮本部	署隊指揮本部	警防本部
指揮本部長	管轄内次席	管轄内署長	消防長
本部付け	司令、司令補及び士長	次席又は司令	各課長、課職員
指揮隊	中隊指揮隊	署隊指揮隊	警防本部指揮隊

〔改正後 別記〕

〔第27条の表〕

指揮体制	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
構成			
指揮本部長	大隊長	管轄署長	消防局長
指揮隊	指揮隊	署隊指揮隊	警防本部指揮隊

〔改正前 別記〕

別表第6(第63条関係)

火災警報発令時の警防体制強化の基準

〔改正後 別記〕

火災警報発表時の警防体制強化の基準

〔改正前 別記〕

別表第7(第63条関係)

気象警報等発令時の警防体制強化の基準

〔改正後 別記〕

気象警報等発表の警防体制強化の基準

〔改正前 別記〕

別表第8(第66条関係)

警防計画樹立の基準

1 木造、防火造及び準耐火造

対象物	基準
〔略〕	
5 政令別表第一(五)項のうち寄宿舎	盲学校、聾学校又は養護学校に併設されたもの
〔略〕	
8 政令別表第一(六)項のうち幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	〔略〕
〔略〕	

2 耐火造

対象物	基準
〔略〕	

7 政令別表第一(五)項のうち寄宿舎	盲学校、聾学校又は養護学校に併設された寄宿舎
[略]	
10 政令別表第一(六)項のうち幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第8(第66条関係)

警防計画樹立の基準

1 木造、防火造及び準耐火造

対象物	基準
[略]	
5 政令別表第一(五)項のうち寄宿舎	特別支援学校に併設されたもの
[略]	
8 政令別表第一(六)項のうち幼稚園、特別支援学校	
[略]	

2 耐火造

対象物	基準
[略]	
7 政令別表第一(五)項のうち寄宿舎	特別支援学校に併設された寄宿舎
[略]	
10 政令別表第一(六)項のうち幼稚園、特別支援学校	[略]
[略]	

[改正前 別表]

別表第10(第85条関係)

	災害事象の内容
消防長に即報	[略]

[改正後 別表]

別表第10(第83条関係)

	災害事象の内容
消防局長に即報	[略]

[改正前 別記]

別紙(第53条関係)

説 示 書

[略]

----- キリトリ線 -----

No.	
平成	年 月 日
説 示 書	
様	消防署長
[略]	
連 絡 先	
那覇市消防本部・指令情報課	
電話 119番又は868—9911	

[改正後 別記]

別紙(第53条関係)

説 示 書

[略]

----- キリトリ線 -----

No.	
	年 月 日
説 示 書	
様	消防署長
[略]	
連 絡 先	
那覇市消防局・指令情報課	
電話 119番又は868—9911	

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 局に次の部、課及び係を置く。 上下水道部 〔略〕 料金サービス課 業務係 <u>計量係</u> 収納・整理係 <u>各戸検針係</u> 給水工事係 〔略〕 管理課 <u>管理第一係</u> <u>管理第二係</u> 図面管理係 〔略〕 (事務分掌) 第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 〔略〕 料金サービス課 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7)～(15) 〔略〕</u>	(組織) 第2条 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 <u>計量各戸検針係</u> 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 <u>管理係</u> 〔略〕 〔略〕 (事務分掌) 第6条 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 量水器の処分に関すること。</u> <u>(8)～(16) 〔略〕</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がある場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ	

らの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

（那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正）

第2条 那覇市上下水道局事務決裁規程（昭和62年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 課長 那覇市上下水道局分課規程（昭和51年水道局規程第1号。以下「分課規程」という。）<u>第2条に規定する課の長並びに同規程第3条第2項に規定する担当副参事及び副参事をいう。</u> (8) 係長 <u>課に置かれる係の長並びに分課規程第3条第2項に規定する主査及び技査をいう。</u> （専決の特例） 第6条 〔略〕 （部長等の代決） 第8条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、副部長も不在のときは、主務の課長が代決する。 2 副部長が専決する事項について、副部長	（用語の意義） 第2条 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 課長 那覇市上下水道局分課規程（昭和51年水道局規程第1号。以下「分課規程」という。）<u>第3条1項に規定する課の長をいう。</u> (8) <u>担当副参事 分課規程第3条第2項の担当副参事をいう。</u> (9) <u>副参事 分課規程第3条第2項の副参事をいう。</u> (10) <u>主幹 分課規程第3条第2項の主幹をいう。</u> (11) 係長 <u>分課規程第3条第1項の係長をいう。</u> （専決の特例） 第6条 〔略〕 <u>2 担当副参事は、課長の専決又は決定事項のうち分課規程第4条第3項の規定により、副部長が定める所掌事務について専決し、又は決定する。</u> （部長等の代決） 第8条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、副部長も不在のときは、主務の課長が代決する。<u>ただし、第6条第2項の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該担当副参事が代決する。</u> 2 副部長が専決する事項について、副部長

が不在のときは、主務の課長が代決する。	が不在のときは、主務の課長が代決する。 <u>ただし、第6条第2項の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該担当副参事が代決する。</u>
3 課長が専決する事項について、 <u>課長</u> が不在のときは、主務の係長が代決する。	3 課長又は <u>担当副参事</u> が専決する事項について、 <u>専決者</u> が不在のときは、主務の係長が代決する。
[別表第2 別記] [別表第3 別記]	[別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正後部分に対応する改正部分がある場合には、当該改正後部分を削る。	

[改正前 別記]

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1	職員の年次休暇、病気休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇及びその他の休暇の承認に関すること。	副部長級	課長級	係長級以下	
2	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	副部長級	課長級	係長級以下	
3	行政財産の目的外使用に関すること。	重要	軽易		
4	不動産の借入れに関すること。	50万円以上 50万円未満	50万円未満		
5	物品購入及び印刷に関すること。	100万円以上200万円未満	30万円以上100万円未満	30万円未満	
6	工事用資材の購入に関すること。	500万円以上1,000万円未満	150万円以上500万円未満	150万円未満	
7	工事及び修繕の施行に関すること。	500万円以上1,000万円未満	150万円以上500万円未満	150万円未満	

		満			
8～21〔略〕					

〔改正後 別記〕

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	職員の年次休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇及びその他の休暇の承認に関する事。	副部長	課長	課に置く 担当副参 事、副参 事又は主 幹以下	
2	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。	部長又は 副部長	課長	課に置く 担当副参 事、副参 事又は主 幹以下	
3	行政財産の目的外使用に関する事。		重要なもの	定例的なもの	
4	不動産、動産等の借入れに関する事。	1,000万円以上 1,300万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	
5	物品購入及び印刷に関する事。	500万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
6	工事用資材の購入に関する事。	500万円以上 800万円未満	〔略〕	〔略〕	
7	工事及び修繕の施行に関する事。	500万円以上 800万円未満	〔略〕	〔略〕	
8～21 〔略〕					

〔改正前 別記〕

別表第3（第4条関係）

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1～2 〔略〕					

3	交際費に関する事。	10万円以上	5万円以上10万円未満	5万円未満	
4	共通専決事項以外の職員の有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の承認に関する事。	副部長級	課長級	係長級以下	
5～7 [略]					
8	育児休業に関する事。	○			
9～10 [略]					
11	営利企業等の従事許可に関する事。	副部長級以下			
12	給与の決定調整に関する事。	○			
13～15 [略]					
16	職員の出張及び出張命令に関する事。	副部長級	課長級以下		
17	被服貸与に関する事。	150万円以上300万円未満	30万円以上150万円未満	30万円未満	
18	広報誌の編集及び発行に関する事。	○			
19	普通財産の貸付けに関する事。	重要なものの	軽易なものの		
20～21 [略]					
22	物品購入(印刷を含む。)の契約に関する事。	150万円以上500万円未満	50万円以上150万円未満	50万円未満	
23～30 [略]					

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
[略]					
2	予算の流用(次号の流用を除く。)及び予備費の充用に関すること。	100万円未満			
[略]					

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1～29 〔略〕					

管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1～2 [略]					

配水課に課する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
[略]					

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
[略]					

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1～3 〔略〕					

[改正後 別記]

別表第3（第4条関係）

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～2 [略]					
3	交際費に関すること。	[略]		10万円未 満	
4	共通専決事項以外の職員の有給休暇、無給休暇 及び職務専念義務免除の承認に関すること。			部長を除 く職員	
5～7 [略]					
8	育児休業に関すること。			○	
9～10 [略]					
11	営利企業等の従事許可に関すること。	副部長又 は課長		担当副参 事、副参 事又は主 幹以下	
12	給与の決定調整に関すること。			○	
13～15 [略]					
16	職員の出張及び出張命令に関すること。	副部長	課長	課に置く 担当副参 事、副参 事又は主 幹以下	
17	被服貸与に関すること。			○	

18	広報誌の編集及び発行に関すること。		○		
19	普通財産の貸付けに関すること。			○	
20～21 [略]					
22	物品購入(印刷を含む。)の契約に関すること。	500万円 以上 1,000万 円未満	100万円 以上500 万円未満	100万円 未満	
23～30 [略]					

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
[略]					
2	予算の流用(次号の流用を除く。)に関するこ と。	300万円	300万円		
		以上500	未満		
		万円未満			
[略]					
4	<u>予備費の充用に関すること。</u>	100万円			
		未満			

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～29 [略]					

管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～2 〔略〕					

配水課に課する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
[略]					

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
[略]					

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長

1～3 〔略〕

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 2 号

平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程

目次

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 4 条)

第 2 章 再生水利用の申請(第 5 条 - 第 7 条)

第 3 章 再生水利用設備及び受水設備(第 8 条-第 12 条)

第 4 章 再生水の供給(第 13 条-第 18 条)

第 5 章 メーター(第 19 条-第 22 条)

第 6 章 再生水料金(第 23 条-第 27 条)

第 7 章 雑則(第 28 条-第 30 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本市が、再生水利用の普及、促進を図るため「再生水利用下水道事業」(以下「再生水事業」という。)の実施に関して、再生水の供給対象、供給条件その他適正な供給を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生水 水洗便所用水等に利用するため、二次処理水を高度処理した水という。
- (2) 高再度処理施設 二次処理水を水洗便所等に利用するために、水質面における高度な処理をする施設の総体をいう。
- (3) 送水施設 再生水を高度処理施設から配水施設まで送水する施設の総体を

いう。

- (4) 配水施設 再生水を送水施設から利用者が使用する設備まで配水する施設の総体をいう。
- (5) 再生水利用施設 二次処理水を再利用するために設けられる高度処理施設、供給施設及び利用施設(受水設備を含む。)の総体をいう。
- (6) 供給施設 供給ポンプ施設及び送水施設、配水施設並びにこれらの附属設備をいう。
- (7) 再生水利用設備 送水管から分岐した配水管に直結する利用用具(受水設備を除く。)及びこれらに附属する器具類をいう。
- (8) 受水設備 再生水受水槽、再生水受水槽から伸びる再生水利用管及び高置水槽式における再生水揚水ポンプ、再生水高置水槽、又は加圧タンク式における加圧ポンプ、加圧タンク並びにこれらの附属設備をいう。
- (9) 利用申請者 利用申請者とは、再生水の供給を受けようとする者で、建物所有者又は施設所有者をいう。

(供給を行う区域及び対象)

第 3 条 再生水事業により再生水の供給を行う区域は、那覇市内の送水管周辺地区とし、その対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 延べ床面積 3,000m² 以上の大型建築物
- (2) 公共施設
- (3) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めた施設

(再生水の用途)

第 4 条 再生水の用途は、水洗便所の洗浄用水及び樹木等への散水用水とする。ただし、管理者が特に認めた場合には、この限りでない。

第 2 章 再生水利用の申請

(再生水利用の申請等)

第 5 条 利用申請者は、次の図書を添えた再生水利用申請書(第 1 号様式及び第 1 号様式の 2)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。この場合において提出する部数は、4 部とする。

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 各階平面図
- (3) 給水設備、再生水利用設備・受水設備の系統図及び機器仕様書(設計図は、系統毎に着色し上水、再生水等を区別すること。)
- (4) 節水計画書(第 2 号様式から第 4 号様式まで。)。水量計算については、下記により算定するものとする。

イ 日最大、時間平均利用水量(m³/日、m³/時間)は、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業技術基準(以下「技術基準」という。)第 4 条で定めた水量

ロ 日平均利用水量(m³/日)は、日最大利用水量×0.8×0.5

- (5) その他、管理者が特に必要と認める図書

2 利用申請者は、前項の事項を変更しようとするときは、速やかに届出書(第 5 号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(再生水利用の承認通知)

第 6 条 管理者は、前条第 1 項の申請があった場合において、供給能力、供給計画等を考慮し、支障がないと認めるときは、承認するものとし、利用申請者に対し再生水利用承認通知書(第 6 号様式)により通知するものとする。

2 管理者と利用申請者は、利用関係を明らかにするために、再生水利用契約書(第 7

号様式。以下「契約書」という。）を取り交わすものとする。

（再生水利用施設の管理）

第 7 条 管理者は、再生水利用施設のうち、再生水処理施設及び供給施設について適正な維持管理を行わなければならない。

2 再生水利用設備及び受水設備については、利用申請者において、適正な維持管理を行わなければならない。

第 3 章 再生水利用設備及び受水設備

（構造及び材質）

第 8 条 再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質は、技術基準によるものとする。

2 管理者は、再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質が技術基準に適合しないと認めるときは、再生水の供給を拒むことができる。

（危険防止）

第 9 条 利用申請者は、再生水利用設備及び受水設備について、管理者が別に定める安全対策基準により危険防止の措置を講じなければならない。

（再生水利用設備の工事）

第 10 条 再生水利用設備の新設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ再生水利用設備工事着手届（第 8 号様式）で管理者の承認を得なければならない。

2 前項の工事を行うにあたり、利害関係者があるときは、あらかじめ利害関係者の承認を得ておかななければならない。

3 第 1 項の工事は、那覇市水道給水条例（平成 9 年 12 月 26 日那覇市条例第 37 号）第 8 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。

4 再生水利用設備の工事に要する費用は、当該工事を行う者の負担とする。

5 再生水利用設備工事の施工に当たっては、道路管理者等の機関の許可を受けなければならない。

（受水設備の工事）

第 11 条 前条の規定は、利用申請者が行う受水設備の工事に準用する。

2 承認を得た者は、再生水利用設備工事着手届（第 8 号様式）を提出した後に工事に着手しなければならない。

（完了検査）

第 12 条 再生水利用設備工事を行った者は、速やかに管理者に再生水利用設備工事完了届（第 9 号様式）を提出し、管理者の完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、再生水利用申請書の記載内容確認のために、技術基準に基づき利用申請者立会の上、完了検査を行うものとする。ただし、上水系及び再生水系配管の誤接合検査については、完了届に記載された配管接合確認表（第 9 号様式の 2）の記載内容確認でこれに替えるものとする。

第 4 章 再生水の供給

（再生水利用の契約）

第 13 条 管理者と利用申請者は、供給開始に先立ち契約書により契約を締結するものとする。

2 契約書中の利用申請者（以下「利用契約者」という。）を変更するときは、速やかに再生水利用契約者変更届（第 10 号様式）により管理者に届け出なければならない。

3 第 1 項の契約は、前条に規定する完了検査を行い、基準に適合することを確認した上で締結するものとする。

(管理責任者の選定)

第 14 条 利用契約者は、再生水利用に関する事項を処理させる管理責任者を選定して、管理責任者選定届(第 11 号様式)及び連絡体制(第 12 号様式)を管理者に届け出なければならない。

2 管理責任者を変更しようとするときは、速やかに管理責任者選定(変更)届(第 11 号様式)により管理者に届け出なければならない。

3 利用契約者及び管理責任者は、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業事務要領に定める義務を負うものとする。

(利用の開始)

第 15 条 利用契約者は、再生水の利用を開始するときは利用開始届(第 13 号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 共同住宅の入居者である利用者(以下「利用者」という。)が再生水の利用を開始するときは、水道の使用開始のための届出により、再生水の使用開始のための届出がなされたものとみなす。

第 16 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生水の供給を停止し、制限し、又は中止することができる。

(1) 非常災害が発生したとき。

(2) 再生水の供給に必要な施設が損傷したとき。

(3) 再生水利用設備又は受水設備において再生水以外との誤接合が認められたとき。

(4) その他やむを得ない理由が生じたとき。

2 管理者は、供給を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び理由を利用契約者、管理責任者又は利用者のうち必要と認めるものに通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 供給の制限若しくは停止又は中止のため利用契約者、管理責任者又は利用者に損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(利用の休止、廃止及び再開)

第 17 条 利用契約者は、再生水の利用を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ再生水休止・廃止・再開届(第 14 号様式)により管理者に届け出なければならない。

再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。

2 利用者は、再生水の利用を休止又は廃止するときは、水道の使用を休止又は廃止のための届出により、再生水の使用を休止又は廃止のための届出がなされたものとみなす。再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。

(水質及び水圧)

第 18 条 供給する再生水の水質の基準は、次表のとおりとする。

項目	水質基準
pH	5.8～8.6
残留塩素	0.4mg/ℓ 以上
大腸菌群数	検出されないこと
臭気	不快でないこと
色度	不快でないこと

2 再生水管末における最低水圧は、1c m²につき 0.5kg (0.049MPa) とする。

第 5 章 メーター

(メーターの設置)

第 19 条 管理者は、利用水量を計量するため、再生水利用設備に上下水道局の再生

水利用メーター(以下「メーター」という。)を貸与し、設置させなければならない。

2 メーターは、管理者が指定する場所に設置しなければならない。

3 利用申請者のうち、「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約(以下「各戸検針契約」という。))を取り交わしている場合は、再生水利用申請をしたことをもって、再生水利用子メーター(以下「子メーター」という。))を設置するものとみなす。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

(メーターの管理)

第 20 条 メーター及び子メーターの管理は、管理責任者及び利用契約者(以下「保管者」という。))が行わなければならない。

2 メーター及び子メーターは、常に清潔に維持し、その設置場所にメーターの点検若しくは修繕に支障となる物を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 前項の規定に違反した場合は、管理者は、保管者に対し必要な措置を行うべきことを指示し、又は自らが必要な措置を行うことができる。

4 前項の措置に要する費用は、保管者の負担とする。

5 保管者は、子メーターの修理及び検定満期の満了による取り替え等、必要な管理を行わなければならない。

(亡失、損傷等の届出)

第 21 条 保管者は、メーターを亡失若しくは損傷した場合又はその機能に異常があると認めた場合は、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

2 メーターの亡失若しくは損傷又は機能障害が保管者の責によるものと認める場合は、保管者は、その損害を賠償しなければならない。

(位置の変更)

第 22 条 メーターの位置は変更することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、保管者は、位置の変更を求めることができる。

2 前項ただし書の規定によりメーターの位置を変更する場合は、その費用は、保管者が負担するものとする。

第 6 章 再生水料金

(再生水料金)

第 23 条 再生水料金の額は、利用水量に単価を乗じて算定する。

2 再生水料金の単価は、1 m³当たり200 円と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。))を加えた額とする。ただし、共同住宅等については、1 m³あたり 140 円と消費税相当額を加えた額とする。

(利用水量の計量)

第 24 条 利用水量は隔月毎にメーター又は子メーターを計量し、当該計量に係る利用水量を各月均等に利用したものとみなして算定する。ただし、各月の利用水量に 1 m³の差が生じたときは、当該計量をした日の属する月の前月分の利用水量に加えるものとする。

2 前項において、子メーターを計量する場合、メーター及び子メーターとの差水については、各戸検針契約に準じるものとする。

3 管理者は、利用契約者又は利用者が再生水の利用を休止又は廃止したときは、前項の規定にかかわらずその都度利用水量を計量する。

(利用水量の認定)

第 25 条 管理者は、メーター又は子メーターの異常があるときその他の理由により

利用水量が不明のときは、従前の利用水量その他の事情を考慮して、利用水量を認定する。

2 管理者は、利用水量の認定を行うにあたり、必要があると認めるときは、利用契約者、管理責任者及び利用者に資料の提出を求めることができる。

（再生水料金の徴収）

第 26 条 再生水料金は、月毎に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第 24 条第 3 項の規定による場合の再生水料金は、その都度徴収する。

3 再生水料金の徴収、督促状の発送及び督促手数料の徴収並びに延滞金の徴収については、本市の水道料金の徴収の例による。この場合において、発送される督促状が水道料金の督促状を兼ねているときは、督促手数料を徴収しない。

（再生水料金の減免）

第 27 条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、再生水料金を減免することができる。

第 7 章 雑則

（再生水利用設備、受水設備の検査）

第 28 条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、再生水利用設備及び受水設備を検査することができる。

（供給の停止又は契約の解除）

第 29 条 管理者は、第 16 条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当する場合は、供給を停止し、又は契約を解除することができる。

(1) 利用契約者及び利用者が再生水料金を期限内に納めないとき又は不正に再生水料金の徴収を免れようとしたとき。

(2) 利用契約者、管理責任者又は利用者が、管理者の命ずる職員の職務の執行を妨げたとき。

（沖縄県に対する報告）

第 30 条 管理者は、沖縄県再生水事業実施要綱に基づき、沖縄県知事に対して報告（別紙沖縄県再生水実施要綱様式）を行わなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 23 条第 2 項の規定は、平成 26 年 6 月以後の月分として算定する再生水料金から適用する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項関係)

再生水利用申請書				
平成 年 月 日				
(あて先) 那覇市上下水道事業管理者				
利用申請者 住 所 (建築主) 氏 名 ・ (電話) 担当者				
那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第5条に基づき、下記のとおり再生水の利用を申請します。				
記				
1.	利用場所	那覇市		
2.	設計者住所 氏名	(電話)		
3	名 称		階 数	地上 階 ・ 地下 階
概 要	所 有 者	那覇市・官公庁・民間	敷 地 面 積	m ²
	主 要 用 途		建 築 面 積	m ²
	構 造		延べ床面積	m ²
	工 事 種 別	新築 ・ 増築 ・ 改築	節水要綱第7条	適用 ・ 不適用
4.	工事予定	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
5.	利用予定	平成 年 月 日 から		
受 付 欄		特 記 事 項		

第 1 号様式の 2(第 5 条第 1 項関係)

6	区 分		日平均 ($\text{m}^3/\text{日}$)	日最大($\text{m}^3/\text{日}$)	時間最大 ($\text{m}^3/\text{時}$)	メーター 口 径
	上 水					m m
	再 生 水	トイレ				m m
		その他				
		小 計				
	そ の 他					利用時間
合 計					～	
7	再 生 水 利 用 器 具	男 大	個	型 式		
		子 小	個			
		女子用	個			
		共 用	個			
		障害者	個			
		計	個			
	その他					
	合 計		個			
8. 収容人員		人				
9. 受水方式		受水槽式(m^3) ・ 直結式				
10. 添付図書		位置図(付近見取図)、各階平面図、給排水設備の系統図及び機器仕様書 (設計図は、系統毎に着色し上水、再生水等を区別すること) 節水計画書(第2号、第3号、第4号様式) (建築確認申請時に提出の節水計画書のコピーを添付すること)				
備 考		1. 利用申請者は建築主又は施設設置者とすること。 2. 利用水量は下記により算定すること。 (1) 日最大及び時間平均利用水量は、技術基準第 4 条定めた水量 (2) 日平均利用水量は、日最大利用量 $\times 0.8 \times 0.5$ で算定した水量 3. 収容人員は計画人員とし、外来者も見込んだ場合は注書きすること。				

第 2 号様式(第 5 条第 4 号関係)

節 水 計 画 書（新築・増築）

(第 1 面)

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

建築主 住所
氏名 印
電話

設計者 住所
氏名 印
電話

那覇市水資源有効利用推進要綱第 7 条 2 項の規定による節水計画書を提出します。

この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受 付 欄	※受 付 欄	※ 備 考
注意 1. ※印のある欄は記入しないこと。 2. 6 欄の節水量合計は、該当する節水量の合計を記入すること。 3. 節水型機器の節水量の欄は、(数量×単位当り節水量)×(利用回数)を記入すること。		

第 2 号様式の 2(第 2 面、第 5 条第 4 号関係)

1. 建築場所	那覇市		
2. 建築物概要			
建築物名称			
敷地面積		下水処理区域	内 ・ 外
面 積	計 画 部 分	計画部分以外	合 計
建 築 面 積			
延 べ 面 積			
主 要 用 途		工 事 種 別	新 築 ・ 増 築
構 造		階 数	地上 階 地下 階
3. 工事予定	年 月 日 ～ 年 月 日		
4. 上水使用計画			
配水管口径		給水管口径	
利 用 水 量	計 画 部 分	計画以外の部分	合 計
日最大利用水量			
年間総利用水量			
5. 節水方法	再生水・その他()		
6. 節水計画			
節 水 量	計 画 部 分	計画以外の部分	合 計
再生水による (広域循環)			
その他による			
節水量合計			
7. 備 考			

第 2 号様式(第 3 面、第 5 条第 4 号関係)

補給水量	$\frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H} \quad \text{-----} \text{ ①}$			
流量計算	設計水圧	1.5kg/cm ²	高台、管末等において本水圧により難しいときは現場の状況を考慮して別に定めるものとする。	
	口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ l/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ l/s} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$		
	1 サイズ小さい口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ l/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ l/s} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$		
	口径決定	mm	条件	① ≤ ② メータの最大流量口径 mm = m ³ /H ②
	損失延長 (1)	品 名	口 径 mm	1 サイズ小さい口径 mm
		単位損失	数 量	損 失
管延長				
スリース弁				
メータ				
エルボ				
チーゾ				
ボールタップ				
その他別紙参照				
合計				
受水タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 4 \sim 8 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$			
高置タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 0.5 \sim 1 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$			
再生水用途別	便 所	散 水	そ の 他	合 計
最大利用水量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
再生水	$\boxed{} \text{ 戸} \times \boxed{} \text{ l/戸} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$			
最大利用水量	$\boxed{} \text{ 人} \times \boxed{} \text{ l/人} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$ (いずれかを記入すること。)			
注意：那覇市上下水道局「工事標準仕様書」を参考にすること。				

第 3 号様式(第 5 条第 4 号関係)

節 水 計 画 書（変 更）

(第 1 面)

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

建築主 住所
氏名 印
電話

設計者 住所
氏名 印
電話

那覇市水資源有効利用推進要綱第 7 条 2 項の規定による節水計画書に変更が生じたので提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受 付 欄	※受 付 欄	※ 備 考
注意 1. ※印のある欄は記入しないこと。 2. 6 欄の節水量合計は、該当する節水量の合計を記入すること。 3. 節水型機器の節水量の欄は、(数量×単位当り節水量)×(利用回数)を記入すること。		

[illegible]

第 3 号様式(第 3 面、第 5 条第 4 号関係)

補給水量	$\frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H} \quad \text{-----} \text{ ①}$						
流量計算	設計水圧	1.5kg/cm ² 高台、管末等において本水圧により難しいときは現場の状況を考慮して別に定めるものとする。					
	口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ 1/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ 1/S} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$					
	1 サイズ小さい口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ 1/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ 1/S} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$					
	口径決定	mm	条件	① ≤ ② メータの最大流量口径 mm = m ³ /H ②			
	損失延長 (1)	品 名	口 径 mm	1 サイズ小さい口径 mm			
		単位損失	数 量	損 失	単位損失	数 量	損 失
	管延長						
	スリース弁						
	メータ						
	エルボ						
	チーズ						
	ボールタップ						
	その他別紙参照						
	合計						
受水タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 4 \sim 6 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$						
高置タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 0.5 \sim 1 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$						
再生水用途別	便 所	散 水	そ の 他	合 計			
最大利用水量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日			
再生水	$\boxed{} \text{ 戸} \times \boxed{} \text{ l/戸} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$						
最大利用水量	$\boxed{} \text{ 人} \times \boxed{} \text{ l/人} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$ (いずれかを記入すること。)						
注意：那覇市上下水道局「工事標準仕様書」を参考にすること。							

第 4 号様式(第 5 条第 4 号関係)

節 水 計 画 書 変 更 届(軽 微 な 変 更)

(第 1 面)

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

届出者

住 所

氏 名

印

電 話

那覇市水資源有効利用推進要綱第 7 条 2 項の規定による節水計画書に
軽微な変更が生じたので関係書類を添えて届け出ます。

1. 建築場所	那覇市	
2. 建築物名称		
3. 節水計画書	承諾番号 第 号 年 月 日	
4. 変更事項	変 更 前	変 更 後
5. 変更理由		
※ 受 付 欄	※ 備 考	
注 意 ※印のある欄は記入しないこと。		

第 4 号様式(第 2 面、第 5 条第 4 号関係)

6. 変更内容	変 更 前			変 更 後		
(1)主 要 用 途						
(2)階 数	地上	階・地下	階	地上	階・地下	階
(3)面 積	計画部分	計画以外の部分	合 計	計画部分	計画以外の部分	合 計
建築面積(m ²)						
延べ面積(m ²)						
(4)上水利用計画	計画部分	計画以外の部分	合 計	計画部分	計画以外の部分	合 計
日最大利用水量(m ³ /日)						
年間総利用水量(m ³ /年)						
(5)節 水 計 画	計画部分	計画以外の部分	合 計	計画部分	計画以外の部分	合 計
再生水による(m ³ /日)						
その他による(m ³ /日)						
節 水 量 合 計						
(6)そ の 他						
備 考						

第 4 号様式(第 2 面、第 5 条第 4 号関係)

補給水量	$\frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H} \quad \text{-----} \text{ ①}$			
流量計算	設計水圧	1.5kg/cm ²	高台、管末等において本水圧により難しいときは現場の状況を考慮して別に定めるものとする。	
	口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ l/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ l/s} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$		
	1 サイズ小さい口径 mm	$I = \frac{h}{l} = \frac{15 \pm \boxed{}}{\boxed{}} \times 1000 = \boxed{} \text{‰} \quad \boxed{} \text{‰} = \boxed{} \text{ l/s}$ $Q/H = \boxed{} \text{ l/s} \times 60 \times 60 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{H}$		
	口径決定	mm	条件	① ≤ ② メータの最大流量口径 mm = m ³ /H ②
	損失延長 (1)	品 名	口 径 mm	1 サイズ小さい口径 mm
		単位損失	数 量	損 失
管延長				
スリース弁				
メータ				
エルボ				
チーヅ				
ボールタップ				
その他別紙参照				
合計				
受水タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 4 \sim 8 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$			
高置タンク容量	$\text{有効容量} = \frac{\text{日最大利用水量}}{\text{利用時間}} \times 0.5 \sim 1 = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$			
再生水用途別	便 所	散 水	そ の 他	合 計
最大利用水量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
再生水	$\boxed{} \text{ 戸} \times \boxed{} \text{ l/戸} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$			
最大利用水量	$\boxed{} \text{ 人} \times \boxed{} \text{ l/人} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{日}$ （いずれかを記入すること。）			
注意：那覇市上下水道局「工事標準仕様書」を参考にする。				

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

5号様式(第5条第2関係)

再生水利用申請者変更届

平成 年 月 日

(あて先)
那覇市上下水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名
(電話)
担当者

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第5条に基づき、下記のとおり届けます。

記

1. 利 用 場 所	那覇市		
2. 建 築 物 等 名 称			
3. 承 認 年 月 日			
4. 利 用 水 量	日平均	m ³	日最大
			m ³
利 用 申 請 者	変 更 前	住所 氏名	
	変 更 後	住所 氏名	

第 6 号様式(第 6 条第 1 項関係)

再 生 水 利 用 承 認 通 知 書

平成 年 月 日						
様						
那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長						
平成 年 月 日付で申請された再生水の利用は、下記のとおり承認したので通知します。						
記						
1	利 用 場 所					
2	建 築 物 等 名 称					
3	延 べ 床 面 積 m^2					
4	供 給 予 定 平成 年 月 日～					
5 利 用 水 量 及 び 用 途	用 途	器 具	数	日平均水量 $\text{m}^3/\text{日}$	日最大水量 $\text{m}^3/\text{日}$	時間最大水量 $\text{m}^3/\text{時間}$
	その他					
	計					
6	メーター口径 mm					
7	収 容 人 員 人					
8	受 水 方 式					
* 指 示 事 項		1. 再生水引込管(再生水管から分岐したメーターまでの配管)の施工詳細図(配管図に口径、管種名記)及び工事写真を完了届と同時に提出すること。				

第 7 号様式(第 6 条第 2 項関係)

再生水利用契約書

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 (以下「甲」という。)
と利用申請者 (以下「乙」という。)とは、那覇市
への再生水の供給に関し、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程
(以下「実施規程」という。)第 13 条の規定に基づき、次のとおり契約を締結す
る。

(目 的)

第 1 条 この契約は、再生水の供給条件、再生水料金その他必要な事項につい
て定める。

(再生水の供給及び用途)

第 2 条 甲は、乙に再生水を供給するものとする。

2 再生水の用途は、水洗便所の洗浄用及び散水用とし、乙は、これ以外の用途
に使用してはならない。

(実施規程の遵守)

第 3 条 乙は、この契約に特段の定めがあるもののほか、実施規程に規定する
事項を遵守しなければならない。

(再生水料金)

第 4 条 乙は、供給に係る費用として、再生水利用水量に単価を乗じた額の再生
水料金を支払わなければならない。

2 単価は、1 m³当たり 200 円と当該金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に
定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226
号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当
額」という。)を加えた額とする。ただし、共同住宅等については、1 m³あたり 140 円
と消費税相当額を加えた額とする。

3 前項における再生水料金の単価及び消費税相当額の今後の改定の際には、

通知書によって行う。

（再生水料金の額の変更）

第 5 条 乙は、甲により前条に規定する再生水料金の額の改定が行われたときは、異議なく承諾するものとする。

（管理上の責務）

第 6 条 乙は、甲が定める管理上の義務を負わなければならない。

（再生水引込管の維持管理）

第 7 条 再生水利用設備のうち公道部分に布設された再生水引込管については、本契約成立の日から、甲が、維持管理を行うものとする。

（契約の周知）

第 8 条 乙は、この契約の内容について、施設内において再生水を利用する者に周知徹底させなければならない。

（契約の期間）

第 9 条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、本契約期間の満了前 1 ヶ月までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更新したものとみなし、更に 1 年間継続するものとし、その後においてもまた同様とする。

（その他）

第 10 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の定めに疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（管轄裁判所の合意）

第 11 条 この契約について紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号
 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長

乙

第8号様式（第10条第1項関係）

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

再生水利用設備工事着手届

平成 年 月 日

（あて先）

那覇市上下水道事業管理者

利用申請者 住 所

（建築主）

氏 名

（電話）

担当者

平成 年 月 日付第 号で承認を受けた再生水利用設備工事は、
平成 年 月 日に着手しますので届けます。

記

1. 利 用 場 所 那覇市
2. 建築物等名称
3. 施 工 業 者 名 住所
氏名 (電話)
4. 工 事 予 定 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
5. 利 用 予 定 平成 年 月 日から

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

第9号様式(第12条第1項関係)

再生水利用設備工事完了届

平成 年 月 日

(あて先)

那覇市上下水道事業管理者

利用申請者 住 所
(建築主)

氏 名

(電話)

担当者

平成 年 月 日着手いたしました再生水利用設備工事は、
平成 年 月 日完了しましたので検査願います。

記

1. 利 用 場 所 那覇市
2. 建築物等名称
3. 施 工 業 者 住所
氏名 (電話)
4. 工 事 予 定 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
5. 利 用 予 定 平成 年 月 日から

第 9 号様式の 2

上 水 系		配 管 誤 接 合 確 認 表	
再 生 水 系			
箇 所 名		確認欄（異常有の場合とった措置）	
再生水引込管 と 上水系引込管		異常	無 ・ 有（ ）
	上水系受水槽	異常	無 ・ 有（ ）
再生水受水槽 と 上水系引込管		異常	無 ・ 有（ ）
	上水系高置水槽	異常	無 ・ 有（ ）
	上水系給水管	異常	無 ・ 有（ ）
再生水給水管 と 上水系引込管		異常	無 ・ 有（ ）
	上水系高置水槽	異常	無 ・ 有（ ）
	上水系給水管	異常	無 ・ 有（ ）
再生水高置水槽と 上水系高置水槽		異常	無 ・ 有（ ）
	上水系給水管	異常	無 ・ 有（ ）
上記については、事実と相違ないことを報告します。 平成 年 月 日 確認 確認者 住所 （責任者） 氏名 電話			
備考	1. 誤接合配管の確認に利用する水は、上水を利用すること。 2. 確認者は、設備工事施工業者でその責任者とする。		

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

第10号様式(第13条第2項関係)

再生水利用契約者変更届			
平成 年 月 日			
(あて先) 那覇市上下水道事業管理者			
届出者 住 所 氏 名 (電話) 担当者			
那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第13条に基づき、下記のとおり届けます。			
記			
1 利 用 場 所	那覇市		
2 建 築 物 等 名 称			
3 契 約 年 月 日			
4使 用 水 量	日平均	m ³	日最大 m ³
利 用 契 約 者	変 更 前	住所 氏名	
	変 更 後	住所 氏名	

第 11 号様式（第 14 条第 1 項関係）

管理責任者選定(変更)届 平成 年 月 日 (あて先) 那覇市上下水道事業管理者 利用契約者 住 所 氏 名 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第14条に基づき、下記のとおり管理責任者を選定(変更)したので届けます。 記	
1. 建築物所在地	那覇市
2. 建築物等名称	
3. 管 理 責 任 者	勤務先 氏名 電話番号

第 12 号様式（第 14 条第 1 項関係）

連 絡 体 制

供給開始後の供給先窓口		上下水道局給料金サービス課 TEL：941-7810 担当：排水設備係再生水担当
供給先 建物名称 管理担当 (TEL：) お名前 所属 役職 メンテナンス担当 (TEL：) お名前 所属 役職	再生水事務 手続き	上下水道局給料金サービス課 TEL：941-7810 担当：排水設備係再生水担当
	料金に関すること	上下水道局給料金サービス課 TEL：941-7804 担当：業務係 再生水担当

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

第13号様式(第15条第1項関係)

再生水利用開始届

平成 年 月 日

(あて先)

那覇市上下水道事業管理者

利用契約者 住 所

氏 名

(電話)

担当者

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第15条に基づき、下記のとおり届けます。

記

1. 利 用 場 所 那覇市

2. 建築物等名称

第14号様式(第17条第1項関係)

那覇市上下水道局 料金サービス課			
担当副参事	係 長	技 査	係 員

再生水休止・廃止・再開届

平成 年 月 日

(あて先)

那覇市上下水道事業管理者

利用契約者 住 所

氏 名

(電話)

担当者

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第17条に基づき、下記のとおり届けます。

記

1. 利 用 場 所 那覇市

2. 建築物等名称

3. 特記事項

那覇市上下水道局規程第 3 号

平成 26 年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程（平成20年上下水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額462円以内の額を加えた額とする。 [表 別記]	（報酬） 第2条 [略] [表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合は、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第2条の表〕

所属	労務の区分	報酬の額(円)
〔略〕		
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	〔略〕
料金サービス課	窓口担当員	〔略〕
〔略〕		
管理課	マッピングシステム入力員	〔略〕
〔略〕		
管理課	水質検査担当員	〔略〕

〔改正後 別記〕

〔第2条の表〕

所属	労務の区分	報酬の額(円)
〔略〕		
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	〔略〕
総務課	保健師	日額 10,130
料金サービス課	窓口担当員	〔略〕
〔略〕		
管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	〔略〕
〔略〕		
配水課	水質検査担当員	〔略〕

那覇市上下水道局規程第 5 号

平成 26 年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市上下水道局庁舎等管理規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局庁舎等管理規程

那覇市上下水道局庁舎等管理規程(1969 年水道局規定第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、那覇市上下水道局の庁舎における秩序の維持及び災害の防止を図りもって公務の円滑かつ適正な執行及び効率的運営を確保することを目的とする。

2 庁舎の利用及び管理については、他の法律、条例及び規程等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程に定めるところによる。

(庁舎の定義)

第 2 条 この規程において「庁舎」とは、上下水道事業の用に供する建物、土地、構造物及びこれらに附帯する工作物その他の施設(那覇市職員厚生会及び貸付部分並びに直接公共の用に供する部分を除く。)で、那覇市上下水道事業管理者の管理に属するものをいう。

(庁舎管理者)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、別表に定める区分に従い庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、それぞれ所管する庁舎において、次の各号に掲げる事項を総括処理するものとする。

- (1) 庁舎の保全及び秩序の維持に関すること。
- (2) 火災、盗難その他の災害防止に関すること。
- (3) その他庁舎の管理に関すること。

(管理補助者)

第 4 条 庁舎管理者は、庁舎管理者の事務を補助するため管理補助者を置き、庁舎管理者が指定する職員(以下「管理補助者」という。)をもって充てる。

2 庁舎管理者に事故があるとき、または庁舎管理者が欠けたときは、管理補助者がその職務を代理する。

(守衛及び警備)

第 5 条 庁舎管理者は、庁舎の監守並びに災害及び盗難の防止等のため、必要に応じ守衛及び警備業務を行うものを置くことができる。

2 この規程に定めるもののほか、守衛及び警備業務について必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

（禁止行為）

第 6 条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 通行の妨害になる行為をすること。
- (3) 庁舎及び物件を損傷し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。
- (4) 庁舎管理者が指定する場所を除き、危険な場所等において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (5) 正当な理由がなく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
- (6) 職員に面会を強要すること。
- (7) 庁舎に用務のない者が駐車をすること。ただし、庁舎管理者において必要と認める場合は、この限りでない。
- (8) 庁舎管理者が指定した場所以外に車両又はこれに類するものを乗り入れ、又は駐車すること。
- (9) 許可なく撮影、録音、録画又は放送（以下「撮影等」という。）を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、情報管理上不適当な行為及び庁内の秩序を乱し公務の円滑な遂行を妨げる行為をすること。

2 庁舎管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

（許可を必要とする行為）

第 7 条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をす

ること。

(2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。

(3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。

(4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。

(5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声器、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。

(6) 撮影等を行うこと(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。)。

(7) 30 人以上の団体見学

2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。

3 第 1 項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(以下「申請書」という。)を庁舎管理者に提出し許可を受けねばならない。

4 庁舎管理者は、許可をするときは、申請者に許可書を交付するものとする。

5 庁舎管理者は、前 2 項の規定にかかわらず、庁舎管理者において、簡易な使用と認めるときには、申請書の提出を省略し、又は許可書の交付を省略することができる。

6 庁舎管理者は、第 1 項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第 2 項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(不許可とすべき事項)

第 8 条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

- (1) 特定の団体の営利宣伝の目的に使用するとき。
- (2) 特定の宗教活動の用に使用するとき。
- (3) 特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 第 6 条第 1 項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。

(集団立入りの制限)

第 9 条 多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

(入場の制限)

第 10 条 庁舎管理者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎に入ろうとする者に、その入場の目的を質問し、又は入場を禁止することができる。

(庁舎の出入口の開閉等)

第 11 条 庁舎の出入口は、本市の休日を除き、午前 7 時 30 分に開き、午後 6 時に閉じる。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 庁舎管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規程にかかわらず、直ちに開閉し、又はその時間を変更することができる。
- 3 出入口の開鎖後及び本市の休日に庁舎に出入りする者は、出入りの際、住所(職員にあっては課名)、氏名及び用件を守衛業務を行うものに届け出なければならない。

（事故の届出）

第 12 条 庁舎内において盗難、拾得物又は設備若しくは物件の破損があった場合は、庁舎管理者に届け出なければならない。

（庁舎利用に係る協力義務）

第 13 条 職員その他庁舎を利用する者は、庁舎を常に良好な状態で使用するとともに、庁舎の管理について庁舎管理者に協力し、その指示に従わなければならない。

（予定物についての準用）

第 14 条 この規程は、那覇市上下水道事業の用に供するものと決定した建物、土地、その他の設備（直接公共の用に供するものと決定したものを除く。）で那覇市上下水道事業管理者の管理に属するものについて準用する。

（委任）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、庁舎の秩序の維持及び管理について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	庁舎管理者
那覇市上下水道局 本庁舎	上下水道部長
ポンプ場	配水課長
配水池	
下水道施設	下水道課長

那覇市上下水道局規程第 6 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局会計規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局会計規程

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968 年水道局規程第 3 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「則」という。)第 2 条の規定に基づき、那覇市上下水道局(以下「局」という。)の会計事務の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(企業出納員)

第 2 条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため企業出納員を置く。

2 企業出納員を、会計企業出納員、業務企業出納員及び物品企業出納員に区分し、その職及び取扱事務は、別表のとおりとする。

3 企業出納員の責任順位は、第 1 順位を課長職にある者、第 2 順位を主幹又は係長職にある者とし、第 2 順位の企業出納員は、第 1 順位の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに別表の取扱事務の欄に掲げる事務をつかさどる。

(企業出納員への事務委任)

第 3 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、別表の各号に掲げる課長職にある企業出納員へ、委任事務の欄の各号に掲げる事務を委任する。

2 前項の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、それぞれ主幹又は係長職にある企業出納員がその事務を行うものとする。

(現金取扱員)

第 4 条 上下水道事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどらせるため現金取扱員を置く。

2 現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことができる水道料金、その他の収

入金の限度額は、100 万円とする。

（善管注意義務）

第 5 条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、金銭、貯蔵品その他の資産を取り扱わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第 6 条 管理者は、上下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）に行わせるものとする。

2 出納取扱金融機関等のうち、公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを那覇市上下水道局出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、公金の収納事務の一部を取り扱わせるものを那覇市上下水道局収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

3 管理者は、収納及び支払事務に関する契約を出納取扱金融機関と、収納に関する契約を収納取扱金融機関と契約するものとする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

（会計伝票の発行）

第7条 上下水道事業に係る取引については、その取引の発生のつど、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。ただし、電算システムにより記録整理するものにあつては、その発行を省略することができる。

2 会計伝票は、勘定科目ごとに1葉の伝票とする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

（会計伝票の種類）

第8条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

（会計伝票の審査）

第 9 条 会計企業出納員は、各課長が発行した会計伝票を添付された証拠書類と照合し、次の事項について審査確認しなければならない。

- (1) 内容が事実と相違しないこと。
- (2) 内容に過誤のないこと。
- (3) 内容が法令その他規則等に違反しないこと。
- (4) 内容が本市の条例、規則、規程等に違反しないこと。
- (5) 発行の根拠又は記載事項等が不明確でないこと。

(記載金額の訂正禁止)

第 10 条 会計伝票の金額は、訂正してはならない。ただし、内訳金額は、この限りでない。

(会計伝票の取消及び訂正)

第 11 条 過誤又はその他の理由により会計伝票を取消し又は訂正をするときは、各課長は、取消し又は訂正のための伝票を発行しなければならない。

(会計伝票の整理)

第 12 条 会計企業出納員は、電算システムにより、会計伝票に整理番号をつけ、これに会計処理を行った日付を記入して整理しなければならない。

2 処理の日付は、次による。

- (1) 収入伝票及び支払伝票は、現金出納日とする。
- (2) 振替伝票は、伝票発行日とする。

3 整理番号は、事業年度の一連番号とする。

(日計表の作成)

第 13 条 会計企業出納員は、会計処理を行った記録に基づき電算システムにより日計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

第14条 会計伝票は、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第15条 上下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。ただし、電算システムにより記録整理するものにあつては、月毎及び日毎に出力印刷された帳票を編集したもので帳簿とみなし、又は帳簿の備えを省略できる。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現預金出納簿
- (3) 預金整理簿
- (4) 収入予算差引簿
- (5) 支出（たな卸資産購入）予算差引簿
- (6) 預り金整理簿
- (7) 契約保証金整理簿
- (8) 有価証券整理簿
- (9) 固定資産台帳
- (10) 企業債台帳
- (11) 貯蔵品出納簿
- (12) 水道料金収納簿
- (13) 還付金整理簿
- (14) 調定収入総括簿
- (15) 現金領収帳受払簿
- (16) 過年度収納簿
- (17) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて帳簿を設けることができる。

2 前項に掲げる帳簿は、企業出納員が整理し、保管しなければならない。

（帳簿の記載）

第16条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

（総勘定元帳の記帳）

第17条 総勘定元帳は、第21条第2項に定める勘定科目の目（項又は目までの科目については、項）について口座を設け、第13条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

（科目の更正）

第18条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

（帳簿の照合）

第19条 総勘定元帳、現預金出納簿その他相互に係する帳簿は、随時照合しなければならない。

（帳簿の調製）

第 20 条 帳簿は、事業年度ごとに調製するものとする。ただし、数年にわたり使用することが適当と認められる帳簿については、この限りでない。

第3節 勘定科目

（勘定科目）

第21条 上下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定その他必要な整理勘定に区分する。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、管理者が別に定める。

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 通則

（金銭の範囲）

第 22 条 この規程において金銭とは、現金、預金、小切手、その他現金に代わるべき証書をいう。

2 有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

（担保又は保証金に充当する有価証券）

第 23 条 次に掲げる有価証券は、担保又は保証金に充てることができる。

（1） 那覇市債証券

（2） その他管理者が適当と認める有価証券

2 前項の有価証券の担保及び保証価値は、管理者が定める。

（金銭の出納）

第 24 条 金銭の出納は、収入伝票又は支出伝票に証拠書類を添えて行わなければならない。

（資金の繰替使用）

第 25 条 水道事業会計又は下水道事業会計の保管金に不足が生じたときは、相互に一時繰替使用することができる。

2 前項の規定により繰替使用したときは、その事業年度終了日までに繰り戻さなければならない。

3 第 1 項の繰替使用した資金には、繰り替えをした日から繰り戻しをする日までの期間に対し、管理者の指定する率で利子を付することができる。

（金銭の過不足）

第 26 条 企業出納員及び現金取扱員は、金銭に過不足を生じたときはすみやかにその原因を調査し、管理者に報告しなければならない。

2 金銭に過剰金が生じたときは、一応仮受金とし、その処置方法を決定した後、本勘定に振替えて整理するものとする。

3 金銭に不足が生じたときは、一応仮払金として、その処置方法を決定した後、本勘定に振替えて整理するものとする。

（現金、預金の在高照合）

第 27 条 現金は、毎日その在高を帳簿と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末日現在で出納取扱金融機関等から徴する残高証明書と帳簿を照合しなければならない。

第 2 節 収入

（収入の調定）

第 28 条 各課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 各課長は、前項の規定による管理者の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により収入予算差引簿に記帳しなければならない。

3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

（納入通知書の送付）

第29条 各課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければ

ならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の5日前までに送付しなければならない。

（納入通知書の再発行）

第30条 各課長は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、すみやかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

（口座振替の方法による収入の納付）

第31条 納入義務者は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の2の規定により収入を納付しようとするときは、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に口座振替の請求をしなければならない。

（領収書の交付）

第32条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び法第33条の2の規定に基づき上下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

（収納金の取扱い）

第33条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに会計企業出納員及び業務企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日引き継ぐことができる。

- 2 会計企業出納員及び業務企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継を受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継を受けた日のうちに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には翌日に預け入れるこ

とができる。

- 3 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収又は収納した場合について準用する。

（収入伝票の発行等）

第34条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、現預金出納簿及び預金整理簿に記帳するとともに当該収入伝票により、収入の収納を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、収入予算差引簿に記帳しなければならない。

（過誤納金の還付）

第35条 企業出納員は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について振替伝票を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して管理者の決裁を受けて、その旨を納入者に通知するとともに、収入予算差引簿及び支出予算差引簿に記帳しなければならない。

- 2 第40条及び第42条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

（小切手等の支払地の区域）

第36条 令第21条の3第1項第1号の規定により管理者が定める小切手等の支払地の区域は、沖縄県内とする。

（証券の支払拒絶等）

第37条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

- 2 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、収入予算差引簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務受託者が収納したものを含む。）があ

るときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

- 3 企業出納員は、第2項後段の通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

（不納欠損）

第38条 収入の滞納金を不納欠損するときは、各課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して管理者に報告するとともに支出予算差引簿に記帳しなければならない。

第3節 支出

（支出負担行為書）

第39条 各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者から支払請求があったとき等により、支出額が決定されたときは、支出負担行為書を作成しなければならない。

（支出要求）

第40条 各課長は、支出の必要が生じたときは、支払伝票を発行し、債権者からの請求書その他証拠書類を添付して会計企業出納員に送付しなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、支出調書をもってこれに代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、債権者からの請求書の提出を省略することができる。

- （1）報酬、給料、手当（退職給付費を除く。）、法定福利費、賃金その他の給付金
- （2）企業債の元利償還金
- （3）納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費
- （4）事業の会計間の預り金及び補償金

- 3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、あわせて一の支払

伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

- 4 会計企業出納員は、支払伝票に基づいて上下水道事業の支出の支払を行い、現預金出納簿に記帳しなければならない。

（支払伝票の記載事項）

第41条 支払伝票には、勘定科目、支払先その他おおむね次に掲げる区分によって計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載又は添付しなければならない。

- (1) 報酬、給料及び手当

ア 報酬、給料及び手当（退職給付費を除く。）は、所属、職名、氏名、算定基礎、支給額等

イ 退職給付費は、旧職名、氏名、支給額等

- (2) 賃金

所属、職名、氏名、算定基礎、支給額等

- (3) 旅費

用務、旅行先、日程、職名、氏名、概算又は精算額等

- (4) 物件の購入

品名、数量、単価、金額等

- (5) 工事請負費

工事名、工事場所、完了年月日、金額、支払経過等

- (6) 補助金及び負担金

名称、金額等

- (7) 前各号以外のもの

目的、理由、計算の基礎等

（支払伝票の執行）

第42条 会計企業出納員は、支払をしたときは、受領者から領収書を徴しなければならない。

- 2 領収書の領収印は、請求書の請求者印と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によって受領者が印鑑を証明すべき書類を添付して改印を申し出たときは、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、署名を習慣とする外国人の自署は記名押印とみなして処理することができる。

（資金前渡）

第43条 令第21条の5第1項第15号の規定により、資金前渡ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 即時支払をしなければ調達の困難な物件の買入れ、加工及び修繕に要する経費
- （2） 集会儀式その他の行事に際し、直接支払を必要とする経費
- （3） 交際費
- （4） 前各号に定めるもののほか、管理者において特に必要と認める経費

（資金前渡受領者）

第44条 資金前渡を受ける者は、次に掲げる職員とする。ただし、管理者が特に認めた者については、この限りでない。

- （1） 出張先で支払う経費は、当該出張者又は同行者中指名された職員
- （2） 前号以外の経費は、課長（これに準ずる者を含む。）

（資金前渡等の表示）

第45条 資金前渡、概算払及び前金払を要する支払伝票には、その旨を摘要欄に記載しなければならない。

（資金前渡金の精算）

第46条 資金前渡を受けた者は、資金前渡金精算書に証拠書類を添え、次の期限内に会計企業出納員に提出しなければならない。ただし、会計企業出納員の承認を受けたものは、期限を延長することができる。

- （1） 常時の経費にあつては、その月分を翌月7日まで
- （2） 随時の経費にあつては、用件終了後7日以内

- 2 精算の結果残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

（資金前渡の制限）

第47条 資金前渡を受けた者が精算を終わっていないときは、同一事項について重ねて資金前渡を受けることができない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（精算の更正又は返納）

第48条 会計企業出納員は、前渡した資金の使途がその交付の目的と相違すると認めたときは、精算の更正又は返納を命ずることができる。

（概算払）

第49条 令第21条の6第5号の規定により概算払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委託料
- (2) 保険料
- (3) 補償金及び賠償金
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

（概算払の精算）

第50条 概算払を受けた者は、その用件の終了後7日以内に証拠書類を添えて、精算しなければならない。

2 第46条第2項の規定は、概算払いについて準用する。

（前金払）

第51条 令第21条の7第8号の規定により前金払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 保管料
- (3) 使用料
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第2条第1項に規定する公共工事に要する経費。ただし、その額は、当該請負代金額の10分の6以内とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

2 前金払の精算については、前条の規定を準用する。

（隔地払）

第52条 会計企業出納員は、遠隔地の債権者に支払をするときは、金融機関の為替その他の方法により送金しなければならない。

2 前項の場合は、金融機関の送金済通知書を徴し、領収書とみなして処

理することができる。

（口座振替の方法による支出）

第53条 令第21条の10の規定により管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 会計企業出納員は、出納取扱金融機関又は前項の金融機関に預金口座又は貯金口座を設けている債権者から申出があったときは、出納取扱金融機関に通知して、口座振替の方法により支出することができる。この場合において、出納取扱金融機関からの口座振替済の通知書を債権者の領収書とみなして処理することができる。

（過誤払金の回収）

第54条 上下水道事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、会計企業出納員は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに、支出予算差引簿又は収入予算差引簿に記帳しなければならない。

2 第29条から第32条まで及び第34条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

（債務免除等）

第55条 会計企業出納員は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、管理者の決裁を受けなければならない。

（請求書及び支出調書）

第56条 第40条に定める請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を証すべき事項
- (2) 債権者の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名）及び押印
- (3) 債権者が職員の場合は、所属、職名及び押印
- (4) 請求年月日
- (5) 代理人をもって請求するときは、委任状
- (6) 第53条に定める口座振替の方法による支出の場合にあっては、振

込先金融機関名、口座名義人及び口座番号

第4節 振替

（振替伝票の作成）

第57条 各課長は、科目振替の理由が発生したときは、その都度振替伝票を作成し、証拠書類があるときは、これを添付して管理者の決裁を受け、会計企業出納員に送付しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

（預り金）

第58条 会計企業出納員は、保証金その他上下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

（1） 預り保証金

（2） 諸預り金

（預り金の受入れ及び払出し）

第59条 預り金の受入れ及び払出しは、上下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

（預り有価証券）

第60条 上下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

（預り有価証券の整理）

第61条 預り有価証券は、額面金額によって保管有価証券として整理しなければならない。

（預り有価証券の受入れ及び還付）

第62条 会計企業出納員は、前2条の有価証券を受け入れた場合は預り書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は預り書を徴さなければならない。

（利札の還付請求）

第63条 会計企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還

付請求を受けた場合は、管理者の決裁を受けて、還付しなければならない。この場合において、会計企業出納員は、受領書を徴さなければならない。

第5章 たな卸資産

第1節 通則

（たな卸資産の範囲）

第64条 たな卸資産とは、次の各号に掲げる物品であつてたな卸經理を行うものをいう。

- (1) 原材料
- (2) 消耗品
- (3) 貯蔵量水器
- (4) その他の貯蔵品

2 前項のたな卸資産の品目及び単位は、貯蔵品名鑑に定める。

（たな卸資産の貯蔵）

第65条 物品企業出納員は、常に水道事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するようにつとめ、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第2節 出納

（購入）

第66条 物品企業出納員は、たな卸資産を購入しようとするときは、執行伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

（受入価額）

第67条 たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入品は、購入価額に購入に要した引取費用を加えた額。ただし、引取費用は、経費として処理することができる。
- (2) 製作品は、材料の価額に製作に要した費用を加えた額
- (3) その他については、適正な見積価額

（検収）

第68条 物品企業出納員は、たな卸資産の納入を受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

（受入れ）

第69条 たな卸資産（消耗品に限る。）を受け入れた場合は、物品企業出納員は、入庫伝票を発行し、管理者の決裁を受け、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

（払出価額）

第70条 たな卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

（払出し）

第71条 物品企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した出庫伝票によって当該使用しようとするたな卸資産の払出しについて管理者の決裁を受けなければならない。

- （1） 払出しをしようとするたな卸資産の品目及び数量
- （2） 払出価額
- （3） 予算科目
- （4） その他必要と認められる事項

2 物品企業出納員は、前項の出庫伝票に基づきたな卸資産を払出し、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

（払出材料の戻入れ）

第72条 物品企業出納員は、建設改良又は修繕のために払い出した材料に残品が生じた場合は、第69条の規定に準じて受け入れなければならない。

（流用の禁止）

第73条 撤去品及び出庫したたな卸資産等は、入庫及び返納の手続を得ないで他に流用してはならない。

（発生品）

第74条 物品企業出納員は、第64条第1項各号に掲げる物品で水道事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとに区分し、再使用できるものは第67条第3号及び第69条の規定に準じて受け入れなければならない。

2 前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品を生じた場合について準

用する。

（不用品の処分）

第75条 物品企業出納員は、不用品を処分しようとするときは、次の各号によらなければならない。

- （1） 売却価値があるものについては、不用品売却決定書を作成して売却の手段をとる。
- （2） 売却価値がないと認めるものについては、不用品廃棄処分決定書により廃棄する。

（貯蔵品の保管）

第76条 貯蔵品は、局の倉庫に格納し保管しなければならない。ただし、特別の理由のあるものは、管理者の指定する場所に保管することができる。

（保管責任の発生時期）

第77条 たな卸資産の保管責任は、現品の引渡しを受けたときに生ずるものとする。

（亡失損傷）

第78条 物品企業出納員は、天災その他の理由により貯蔵品が、滅失、亡失又は損傷を受けた場合は、直ちにその原因を明示して事故報告書を作成し管理者に報告しなければならない。

（監守）

第79条 物品企業出納員及び各課長は、交付した貯蔵品についてその使用状況を監守しなければならない。

2 物品企業出納員は、使用状況が不適當と認めたときは、交付した貯蔵品の返還を命ずることができる。

第3節 たな卸

（帳簿残高の確認）

第80条 物品企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認につとめなければならない。

（実地たな卸）

第81条 物品企業出納員は、毎事業年度末実地たな卸を行わなければならない

ない。

- 2 前項に定める場合のほか、物品企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。

- 3 前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、物品企業出納員は、その結果に基づいて報告書を作成しなければならない。

（実地たな卸の立会）

第82条 前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、物品企業出納員は、管理者の指定する職員を立ち合わせなければならない。

（たな卸の結果の報告）

第83条 物品企業出納員は、実地たな卸を行った結果を、第81条第3項の規定により作成する報告書を添えて、管理者に報告しなければならない。

- 2 実地たな卸の結果現品に不足があることを発見した場合は、物品企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて管理者に報告しなければならない。

（たな卸修正）

第84条 実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、物品企業出納員は、報告書に基づき出庫伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿を修正しなければならない。

第6章 たな卸資産以外の物品

（直購入）

第85条 たな卸資産以外の物品（直購入物品）の購入は、各課長が物品購入に係る執行伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 第67条第3号及び第69条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。

（物品購入の代行）

第86条 次に掲げる物品の購入は、前条の規定にかかわらず、各課長において代行するものとする。

- (1) 図書、定期刊行物、地図その他これらに類する物

- (2) 郵便切手、葉書、印紙、証紙、乗車券及び図書カード
 - (3) 写真の現像及び焼付
 - (4) ガソリン、軽油その他の燃料等
 - (5) 前各号に定めるもののほか、購入予定額の合計額が5万円未満の物品
 - (6) その他管理者が特に必要と認める物
- 2 前項各号に掲げる物品のほか、那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）第29条第1項第1号の規定による契約書の作成を省略することができる随意契約で、かつ、請書を徴しないもので、購入予定額が30万円未満の物品（備用品費に限る。）の購入のうち管理者が認めるものについても、各課長において代行するものとする。
- 3 前2項に基づき購入した物品の納入を受けたときは、各課長は、遅滞なく検収しなければならない。

（物品の管理）

第87条 各課長は、第64条第1項第2号に掲げる物品のうちたな卸資産勘定から払い出されたもの又は前2条の規定により直接当該科目の支出として購入されたものを適正に管理しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

（固定資産の範囲）

第88条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

- イ 土地
- ロ 建物
- ハ 構築物
- ニ 機械及び装置
- ホ 車両運搬具
- ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）
- ト リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借

主である資産であつて、当該リース物件がイからへまでに掲げるものである場合に限る。)

チ 建設仮勘定

(2) 無形固定資産

イ 借地権

ロ 施設利用権

ハ 電話加入権

ニ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、当該リース物件がロ及びハに掲げるものである場合に限る。)

ホ その他これに準ずる権利

(3) 投資資産

イ 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

(登記、登録及び対価の支払)

第89条 固定資産で、登記又は登録を要するものは、すみやかにその手続を行わなければならない。

2 登記又は登録を要する固定資産の対価は、登記又は登録の完了後でなければ支払うことができない。

第2節 取得

(取得価額)

第90条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 購入によるものは、購入価額及び付帯費

(2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に要した価額及び付帯費

(3) 交換によるものは、交換のために提供した固定資産の価額に交換差金を加算又は控除した額

- (4) その他については、適正な見積価額
(購入)

第91条 各課長は、固定資産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 取得を必要とする理由
(2) 取得の予定価格
(3) 取得の方法
(4) 設計書、仕様書及び図面
(5) 支出科目
(6) その他参考となるべき事項
(交換)

第92条 固定資産を交換しようとする場合は、各課長は、第39条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
(2) 交換しようとする事由
(3) 契約の方法
(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第93条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、各課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
(2) 譲り受けようとする事由
(3) 見積価額(無形固定資産を除く。)
(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明

らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（工事の施行）

第94条 建設改良工事を施行しようとする場合は、各課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに支出予算差引簿に記帳しなければならない。

- （1） 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- （2） 工事を必要とする事由
- （3） 工事の始期及び終期
- （4） 予定価格
- （5） 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- （6） 工事の方法及び契約の方法
- （7） その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（検収）

第95条 各課長は、固定資産を取得したときは、遅滞なく検収しなければならない。

（工事経費）

第96条 固定資産への振替額は、次の経費に工事配賦率に直接工事費を乗じて得た工事配賦額を加えた額とする。

- （1） 人件費 工事に直接従事した職員及び人夫の給料、諸手当、賃金
- （2） 物件費 工事に直接要した工事要品並びに工事請負の場合の交付材料
- （3） 対外取得費 請負買収の対価
- （4） 諸費 固定資産を取得するために要したその他の経費

（工事配賦率）

第97条 工事配賦率は、物品企業出納員が管理者の決裁を受けて定めるものとする。

（工事の精算及び振替）

第98条 建設又は改良工事が完了したときは、各課長は、すみやかに工事精算書（間接費を含む。）に資産取得報告書を添え物品企業出納員を経て管理者に提出しなければならない。

2 物品企業出納員は、前項の送付を受けたときは、固定資産の当該科目に振替なければならない。

（未完成工事）

第99条 各課長は、年度末において未完成の工事がある場合は、当該明細書を物品企業出納員に送付するとともに未完成工事報告書を作成し、翌事業年度の4月末日までに、物品企業出納員を経て管理者へ提出しなければならない。

2 物品企業出納員は、前項の明細書の送付を受けたときは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

（建設仮勘定）

第100条 建設仮勘定とは、固定資産の建設（増設改良を含む。）を行う場合において固定資産として整理するときまでに要した工事経費を計算整理する勘定をいう。

第3節 管理及び処分

（不用固定資産）

第101条 各課長は、事業上不用又は過剰な資産がある場合には、物品企業出納員と協議のうえ科目変更又は貯蔵品編入の手続を執らなければならない。

（異動報告）

第102条 各課長は、固定資産の用途を変更するとき又は維持補修工事等により異動が生じたときは、固定資産異動報告書を作成し、物品企業出納員を経て管理者に報告しなければならない。

（表示標）

第103条 固定資産のうち工具器具及び備品の動産には、局の証として表示標を付さなければならない。ただし、表示標を付すことが困難なもの、又は付しても効果のないものは、この限りでない。

（事故報告）

第104条 各課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

（廃棄）

第105条 各課長は、固定資産の廃棄の事由が生じたときは、次に掲げる事項を具してその固定資産を物品企業出納員に返納しなければならない。

- (1) 廃棄の理由
- (2) 所在地
- (3) 種別明細
- (4) その他参考となるべき事項

（取りこわし）

第106条 各課長は、用途の変更その他の理由により、固定資産の取りこわしを必要とするときは、次に掲げる事項を具して、その固定資産を物品企業出納員に返納しなければならない。

- (1) 取りこわしの理由
- (2) 所在地
- (3) 種別明細
- (4) その他参考となるべき事項

2 固定資産を取りこわしたときは、使用可能な資材は、これに対応する価格（償却資産については、減価償却累計額を控除した残額）で貯蔵品に振り替えるものとする。

（売却）

第107条 物品企業出納員は、固定資産を売却しようとするときは、次に掲げる事項を具して管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却の理由
- (2) 所在地
- (3) 種別明細
- (4) 売却金額
- (5) その他参考となるべき事項

（固定資産の用途廃止）

第108条 各課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとに区分し、再使用できるものは第67条第3号及び第69条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

- 2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

（売却等に関する報告）

第109条 各課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第4節 減価償却

（減価償却）

第110条 固定資産のうち、土地、建設仮勘定を除く資産は、これを償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

- 2 償却資産のうち量水器は取替資産とする。

（減価償却の方法）

第111条 償却資産は、取得又は固定資産へ編入した翌事業年度から定額法により個別に減価償却を行うものとする。

- 2 償却資産のうち、有形固定資産は、間接法により、無形固定資産は直接法により減価償却を行うものとする。

（償却の範囲）

第112条 減価償却は、有形固定資産については100分の95まで、無形固定資産については100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。

- 2 取替資産にあつては、取替えに要した経費は費用に計上し、固定資産の価額整理は行わないものとする。ただし、資産の帳簿原価の100分の50に達するまで減価償却を行うものとする。

第5節 整理

(台帳)

第113条 各課長は、所管に係る固定資産台帳を、物品企業出納員は、これを総括する固定資産台帳を備えつけ、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(実地照合)

第114条 物品企業出納員は、固定資産台帳に基づき、その実体を少なくとも3年に1回調査しなければならない。

(報告)

第115条 物品企業出納員は、固定資産の状況を毎事業年度末に次に掲げる書類により管理者に報告しなければならない。

- (1) 固定資産明細書
- (2) 減価償却明細書
- (3) その他必要書類

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第116条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第117条 その他の引当金の計上方法は、管理者が別に定めるものとする。

第9章 予算

第1節 予算の編成

(予算の総括)

第118条 予算の編成及び執行に関する総括事務は、企画経営課長が行う。

(予算編成方針)

第119条 管理者は、毎事業年度の予算編成方針を定めるものとする。

(予算編成要領)

第120条 企画経営課長は、前項の予算編成方針に基づき予算編成要領を

作成し、予算編成方針に添えて10月31日までに各課長に通知しなければならない。

（予算要求書の提出）

第121条 各課長は、予算編成方針及び予算編成要領に基づいて、毎事業年度その所管に属する予算につき予算要求書を作成し、事業計画書その他の参考資料を添付して11月30日までに企画経営課長に提出しなければならない。

（予算の査定）

第122条 企画経営課長は、各課長から提出された予算要求書について、その内容を審査及び調整を行った後、1月20日までに管理者の査定を受けなければならない。

- 2 企画経営課長は、前項の審査及び調整を行ううえで必要があるときは、各課長から意見を求め、又は関係書類を提出させることができる。
- 3 企画経営課長は、第1項の規定により管理者の査定が終わったときは、その結果を直ちに各課長に通知しなければならない。

（予算原案等の市長への送付）

第123条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を2月15日までに市長に送付するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

（補正予算等）

第124条 前3条の規定は、補正予算及び暫定予算について準用する。

第2節 予算の執行

（予算の執行方針）

第125条 企画経営課長は、予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算の成立後、すみやかに予算の執行に当たって留意すべき事項を定め、各課長に通知しなければならない。

（予算の執行）

第126条 予算の執行は、各課長がその責任において行うものとする。

- 2 各課長は、予算の執行をしようとするときは、企画経営課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

- 3 各課長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画を予算の範囲内で款、項、目、節に区分して作成し、管理者の決裁を受けて執行するものとする。

（流用及び予備費使用の手続）

第127条 各課長は、予算の執行上、流用を必要とするときは、流用伺書に流用をしようとする理由書を添えて、企画経営課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 企画経営課長は、前項の規定に基づき流用の決裁があったときは、直ちに各課長に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、予備費の充用についてこれを準用する。

（予算超過の支出）

第128条 企画経営課長は、法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な業務のため直接必要な経費に使用しようとする時は、使用しようとする経費の名称、金額、使用しようとする事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、その旨を文書によって市長に報告するものとする。

- 2 企画経営課長は、令第18条第5項ただし書きの規定に基づき現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて管理者の決裁を受けなければならない。

（予算の繰越し）

第129条 各課長は、法第26条又は令第18条の2の規定に基づき支出予算を翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、部長の承認を受けなければならない。

- 2 各課長は、前項の規定により部長の承認を受けたときは、事項ごとに翌年度に繰り越す理由を明らかにした予算繰越説明書又は継続費逐次繰越説明書を作成し、3月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。

- 3 企画経営課長は、前項の規定により予算繰越説明書又は継続費通次繰越説明書の提出があったときは、繰越計算書又は継続費通次繰越計算書を作成し、5月10日までに管理者の決裁を受けなければならない。
- 4 管理者は、前項の繰越計算書又は継続費通次繰越計算書を5月末日までに市長に提出するものとする。

第10章 決算

（決算の調製）

第130条 上下水道事業の決算の調製に関する事務は、企画経営課長が行う。

（決算整理）

第131条 各課長は、毎事業年度経過後すみやかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
 - (2) 固定資産の減価償却
 - (3) 繰延収益の償却
 - (4) 資産の評価
 - (5) 引当金の計上
 - (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- 2 各課長は、企画経営課長の要求があったときは、決算の作成に必要な資料をその指定する期日までに提出しなければならない。

（帳簿の締切）

第132条 企画経営課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

（決算報告書等の提出）

第133条 企画経営課長は、毎事業年度5月末日までに次の各号に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書

- (3) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (4) 剰余金処分計算書又は欠損金処分計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書
- (12) 基金運用状況調書

2 管理者は、毎事業年度5月末日までに、前項各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

第11章 雑則

(計理状況の報告)

第134条 企画経営課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員		取扱事務	委任事務
(1)	企画経営課担当副参事	金銭の出納その他の会計事務	①管理者名義の預金の範囲内で支払通知書及び預金引出書を発行すること。 ②同一金融機関内において預金種目
会	財政係主査(出納担当)		
計	財政係長		
企			

業 出 納 員			を組み替えること。 ③出納取扱金融機関等相互間において預金を組み替えること。 ④業務企業出納員が収納する収入金以外の収入金を収納すること。
(2) 業 務 企 業 出 納 員	総務課長 総務係長	収入金の収納及び収納した収入金を出納取扱金融機関等に払い込むまでの保管事務	①駐車料金その他管理者が指定する収入金を収納すること。 ②つり銭用現金を現金取扱員へ保管転換すること。
	料金サービス課長 収納・整理係主査 収納・整理係長	収入金の収納及び収納した収入金を出納取扱金融機関等に払い込むまでの保管事務	①水道料金、下水道使用料、再生水料金、水道加入金、手数料その他管理者が指定する収入金を収納すること。 ②過誤納金を還付するために資金前渡される現金及びつり銭用現金を現金取扱員へ保管転換すること。
(3) 物 品 企 業 出 納 員	総務課長 総務係長	たな卸資産(量水器を除く。)の出納及び保管事務	たな卸資産(量水器を除く。)を出納及び保管すること。
	料金サービス課担当副参事 給水工事係長	たな卸資産(量水器)の出納及び保管事務	たな卸資産(量水器)を出納及び保管すること。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 29 号

平 成 2 6 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 204 号
指定工事店名	有限会社 龍設備工業
営業所所在地	那覇市真嘉比 3 丁目 9 番 5 号
代表者名	長田 利矢
指定の有効期間	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 3 月 4 日
異動事由	営業所所在地の住居表示変更

那覇市上下水道局告示第 30 号
平 成 2 6 年 3 月 2 6 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 466 号
指定工事店名	株式会社 沖縄ダイケン
営業所所在地	那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 12 号
代表者名	金城 秀雄
有効期間	自 平成 26 年 3 月 4 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 467 号
指定工事店名	A K I 設備
営業所所在地	南風原町字津嘉山 550 番地 まる吉アパート 103 号
代表者名	仲里 章吾
有効期間	自 平成 26 年 3 月 5 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 1 号

平 成 2 6 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 356 号
指定工事店名	有限会社 玉栄冷機住設
営業所所在地	うるま市字江洲 1 番地の 5
代表者名	玉栄 秀光
取消し日	平成 26 年 4 月 1 日
取消し理由	未更新の為

指定（登録）番号	第 374 号
指定工事店名	有限会社 大伸設備工業
営業所所在地	うるま市字田場 140 番地の 1
代表者名	新里 朝廣
取消し日	平成 26 年 4 月 1 日
取消し理由	未更新の為

那覇市上下水道局告示第 2 号
平 成 2 6 年 4 月 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 365 号
指定工事店名	株式会社 沖産業
営業所所在地	浦添市西原 2 丁目 4 番 12 号
代表者名	花城 清健
取消し日	平成 26 年 4 月 1 日
取消し理由	責任技術者不在の為

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 7 号

平 成 2 6 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市営奥武山トレーニング室指定管理者の指定について

那覇市営奥武山トレーニング室の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成26年2月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称

所在地

(1) 那覇市営奥武山トレーニング室

那覇市奥武山町 42 番地 1 地先

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 那覇市体育協会

所在地 那覇市字識名1227番地

代表者 会長 石川秀雄

3 指定期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 64 号

平 成 2 6 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程（昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号）第 2 条第 3 項及び第 4 条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

委 員 長	住 所	那覇市首里末吉町 3 丁目 50 番地 1 末吉共同住宅 2－407
	氏 名	唐眞 弘安
職務代理者	住 所	那覇市古島 2 丁目 3 番地 5 号
	氏 名	松田 義之

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号
平 成 2 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する(告示)

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成 20 年那覇市選挙管理委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補助執行) 第 3 条 選挙管理委員会は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条の規定による選挙人名簿の登録の移替えに関する事務を <u>那覇市市民課</u> の職員及び各支所の職員に補助執行させるものとする。	(補助執行) 第 3 条 選挙管理委員会は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条の規定による選挙人名簿の登録の移替えに関する事務を <u>那覇市の住民基本台帳を所管する課</u> の職員及び各支所の職員に補助執行させるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号
平 成 2 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 244 人

監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

平成 26 年 3 月 31 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について

1. 那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事（建築）

3-5. 特記仕様書に関する事項について

(1) 総則項目

③記載事項の中で、不要及び不適合な箇所が見受けられた。記載事項の内容は、よく精査のうえ訂正、削除等、適切に判断されたい。

(3) 工種別項目

②当初の設計段階において、土質柱状図の結果より建築物本体の掘削部において中硬岩・硬岩等の地盤の出現が予測されており、掘削土の岩質変更を考慮していたとのことであった。しかしながら、特記仕様書において、その事柄に対する施工条件の明示がなかった。

特記仕様書は、工事施工に伴って施工条件の変更が予測される場合には、それに対する措置方法等を明示するものであるから、本事例の様な場合には当然に施工条件の明示が必要である。今後は施工条件の明示に留意されたい。

上記事項に関する措置

(1) 総則項目

総則事項に関しましては、県との共通の特記事項もあることから記載していましたが、県へ確認した結果、該当しない不要なものでありましたので、今後は削除を行います。

(3) 工種別項目

工種別項目の施工条件の明示につきましては、今後の設計段階で予測される措置方法を適切に判断し、条件の明示を行います。

2. 平成 25 年度歴史散歩道整備工事(壺屋地内その 2)

3-7. 監理監督に関する事項について

(1) 監督業務

監督要領に定められた工事監督日誌の整備状況を確認したところ、「工事打合せ簿」にて監督業務を行っており、日誌は使用していないということであった。しかしながら規定で定められたことは、やるべきであり、工事監督日誌の整備が必要である。

上記事項に関する措置

「那覇市請負工事監督規程」第11条に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

3. 豊見城配水池系統配水管布設替工事

3-5. 特記仕様書に関する事項について

①随意契約時の予定価格の算定についての記述が無かった。Ⅰの建築工事及びⅡの道路工事共に、予定価格の算定には請負比率を関連工事の設計額に乗じるものと明記しており上下水道局においても同様に随意契約時の予定価格の算定方法の明記について検討されたい。

上記事項に関する措置

上下水道局においても、市長事務部局と同様に随意契約時の予定価格の算定について、平成 26 年 4 月 1 日以降に契約する工事の特記仕様書に明記いたします。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第 1 号

平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長部局	(1) 政策統括調整監 部長 <u>所長</u> 参事監	市長部局	(1) 政策統括調整監 部長 <u>保健所長</u> 参事監
	(2) [略]		(2) [略]
	(3) 課長 支所長 室長 <u>館長</u> 施設長 担当副参事 副参事		(3) 課長 支所長 室長 施設長 担当副参事 副参事
	(4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 行政経営課組織定員担当主幹		(4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 <u>人事課安全衛生担当主幹</u> 行政経営課組織定員担当主幹
	(5) [略]		(5) [略]
[略]		[略]	
教育委員会	[略]	教育委員会	[略]
	教育研究 所 所長		教育研究 所 所長 <u>副参事</u>
	[略]		[略]
[略]		[略]	
備考		備考	
1～6 [略]		1～6 [略]	
7 表中「公民館」とは、 <u>那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)第2条に規定する公民館をいう。</u>		7 表中「公民館」とは、 <u>那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)第2条に規定する公民館をいう。</u>	
8 表中「幼稚園」とは、 <u>那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)第1条に規定する那覇市立幼稚園をいう。</u>		8 表中「幼稚園」とは、 <u>那覇市立幼稚園管理運営規則(平成24年那覇市教育委員会規則第2号)第1条に規定する那覇市立幼稚園をいう。</u>	
9 [略]		9 [略]	
10 表中「選挙管理委員会事務局」とは、 <u>那覇市選挙管理委員会規程(昭和</u>		10 表中「選挙管理委員会事務局」とは、 <u>那覇市選挙管理委員会規程(昭和</u>	

<u>47年選管委告示第38号</u>第16条に規定する事務局をいう。 11 〔略〕	<u>47年那覇市選挙管理委員会告示第38号</u>第16条に規定する事務局をいう。 11 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市公平委員会規則第 2 号

平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

公 布 済

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲 雄

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成17年那覇市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第2項第3号の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情相談) 第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、<u>離職に関する苦情相談に限る。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第2項第3号の規定に基づき、職員(<u>離職した職員を含む。次条及び第3条第1項において同じ。</u>)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情相談) 第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、<u>次に掲げる苦情相談に限るものとする。</u> (1) <u>離職に関する苦情相談</u> (2) <u>地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定による再任用に関する苦情相談</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

保健所長訓令

保健所長訓令第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市保健所長 国吉 秀樹

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市保健所長の事務決裁規程（平成25年那覇市保健所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課長の専決事項） 第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔表 別記〕	（課長の専決事項） 第4条 〔略〕 〔表 別記〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第4条の表〕

改正前

課	専決事項
〔略〕	
生活衛生課	(1)～(22) 〔略〕 (23) 医療法に基づく診療所及び助産所の開設及び病床数等の変更の許可に関する事 (24)～(50) 〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

〔第4条の表〕

課	専決事項
[略]	
生活衛生課	(1)～(22) [略] (23) 医療法に基づく <u>病院、診療所</u> 及び助産所の開設及び病床数等の変更の許可に関すること。 (24)～(50) [略]
[略]	

正 誤

那覇市公報第1605号の正誤

2013（平成25）年10月1日付け那覇市公報第1605号の那覇市上下水道局規程第13号について、次のとおり訂正する。

頁	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
918	第2条 条文の冒頭	非常職員の	非常勤職員の
	表の2段目 「改正後」の欄	報酬の額【円】	報酬の額(円)
	表の最下段 改正前の「所属」の欄	管理課	配水課
	下から1行目 末尾	施行する	施行する。